



第2期柳井市 子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年3月

柳井市

はじめに

本市では、平成27年度から「柳井市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策を総合的に推進してきました。

そうしたなか、本市の出生数及び出生率は減少傾向にあり、今後も引き続き出生数の減少等が見込まれます。

また、核家族化、地域のつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきました。

国は、平成29年に「子育て安心プラン」を公表し、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を確保するとしました。また、令和元年度には幼児教育・保育の無償化や子育てのための施設等利用給付事業が実施され、今後も幼児期の学校教育・保育の充実を推進することとしています。

こうした状況の中、本市の子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和元年度で終了することから、令和2（2020）年度から令和6年度を計画期間とする「第2期柳井市子ども・子育て支援事業計画」をこの度策定いたしました。本計画は3つの基本目標「未来を担い、創造する子どもたちを育む」、「子どもたちの可能性と夢を引き出す」、「地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来」に基づき、各施策を展開することで、基本理念『未来の世代を地域とともに育むまち 柳井～「このまちにずっとすんでいたい！」子どもたちが言ってくれる、そんなまちに～』の実現をめざしてまいります。今後とも、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきました「柳井市子ども・子育て会議」の委員の皆様、ニーズ調査にご協力いただきました皆様、関係者各位に心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月



柳井市長 西野健太郎

目 次

第 1 章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
1 子ども・子育て支援事業計画の概要	1
(1) 計画の背景と趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	2
2 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の考え方について	3
(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針 (基本指針) の改正について	3
第 2 章 柳井市の現状と課題	4
1 柳井市の子ども・子育てを取り巻く状況	4
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測	4
(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測	5
(3) 出生数と出生率	5
(4) 婚姻件数・婚姻率	6
(5) 離婚件数・離婚率	6
(6) 女性の就労状況	7
2 就学前児童の状況	8
(1) 就学前児童の保育形態	8
(2) 平成 30(2018)年の就学前児童の年齢別保育形態	9
(3) 保育所、幼稚園、認可外保育施設の状況(市内)	10

(4) 地域子ども・子育て支援事業の状況	13
3 アンケート調査結果にみる本市の特徴	25
(1) 調査の概要	25
(2) 就学前児童調査結果	25
(3) 小学生児童調査結果	33
4 第1期計画の検証	36
主要施策1 子育て家庭への支援の充実	36
主要施策2 健やかに生み育てる環境づくり（健やか親子 21）	37
主要施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備	39
主要施策4 子育てと仕事の両立支援	40
主要施策5 支援を必要とする子ども等への支援の充実	41
主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進	43
5 第2期計画に向けての課題	44
(1) 教育・保育サービス事業の充実	44
(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実	44
(3) 子どもの健全育成のための教育環境の整備	44
(4) 子育てと仕事の両立支援	45
(5) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実	45
(6) 安全・安心なまちづくりの推進	45
第3章 子ども・子育て支援の基本的考え方	46

1 基本理念	46
2 基本目標	47
3 施策の展開	48
(1) 子育て家庭への支援の充実	50
(2) 健やかに生み育てる環境づくり（健やか親子 21）	53
(3) 子どもの健全育成のための教育環境の整備.....	57
(4) 子育てと仕事の両立支援	59
(5) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実	62
(6) 安全・安心なまちづくりの推進.....	66
第4章 子ども・子育て支援法に定める事業計画	70
1 教育・保育の提供区域の設定	70
2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	70
3 教育・保育の提供体制	72
(1) 量の見込み（推計）・量の見込み・確保方策の関係性	72
(2) 教育・保育の量の見込み	73
(3) 教育・保育の確保方策の考え方	75
(4) 教育・保育の提供体制	75
4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	77
(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	77
(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の考え方	77

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	77
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	89
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....	89
(2) 教育・保育の質の向上に向けた取組	89
(3) 施設等利用給付の円滑な実施の確保	89
(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保 ..	89
6 専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携	90
(1) 児童虐待防止対策の充実	90
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進.....	91
(3) 障がい児施策の充実.....	91
7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備	92
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	92
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	92
第5章 計画の推進体制	93
1 家庭・地域・事業者・行政の役割	93
(1) 家庭の役割.....	93
(2) 地域の役割.....	93
(3) 事業者の役割	93
(4) 行政の役割.....	93

2	計画内容と実施状況の公表	94
3	計画の達成状況の点検・評価	94
資料編		95
1	柳井市子ども・子育て会議条例	95
2	柳井市子ども・子育て会議委員	97

第 1 章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 計画の背景と趣旨

平成 24（2012）年に保育施設を多様化して保育給付の増大をめざす「子ども・子育て支援法」が制定されました。同法では、保育の給付・事業の需要見込量などを盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度を計画期間とする「柳井市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の豊かな自然の保全、地域の歴史や文化の伝承、既存の施設などの社会資源の活用を通して、子どもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めてきました。

この間、一層の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の増加による共働き家庭の増加、子どもの貧困問題、ひとり親家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

このような状況に対応するため、国においては待機児童の解消をめざす「子育て安心プラン」の前倒し実施や幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援を加速化させており、県、市町村、地域社会が一体となったさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

このような時代の流れを踏まえ、本市の子育て環境の魅力創出・向上に向けて、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ、地域社会の支援を一層受けながら、第 1 期計画を引き継ぎ、さらなる充実を図るため「第 2 期柳井市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)に定める計画の作成に関する事項に基づき策定しました。

また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組をみんなで推進する国民運動計画「健やか親子 21（第 2 次）」（平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度）の趣旨を踏まえた母子保健計画を盛り込んだ包括的な計画としました。

なお、本計画は第 1 期計画同様、柳井市次世代育成行動計画を継承する計画と位置づけて、本市における今後の子育て支援の総合的な取組を継続して計画的に推進していくものとしします。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25（2013）年法律第 64 号）が令和元（2019）年 6 月に改正され、第 9 条第 2 項において、市町村は子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされたことから、本計画は本市における子どもの貧困対策の計画として位置づけます。

さらに、本計画は「第 2 次柳井市総合計画」の個別計画として位置づけ、「柳井市障害者福祉計画（第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画を含む）」「第 3 次柳井市男女共同参画基本計画」「柳井市健康づくり計画」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

（３）計画の期間

本計画は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

我が国の合計特殊出生率は、昭和 50（1975）年に 2.0 を下回って以来、その後平成 17（2005）年に 1.26 まで低下し、平成 30（2018）年時点においては 1.42 となっています。

子育てに関連する法律についてみると、平成 17（2005）年から 10 年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法が 10 年延長され「次世代育成推進行動計画」については策定が任意化されるとともに、平成 24（2012）年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法により平成 27（2015）年度から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、子ども・子育て支援法による新たなステージへと移行しました。

また、令和元（2019）年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村は子どもの貧困対策について計画を定めるよう努めることになり、子どもの貧困削減に向けた取組が今まで以上に求められています。

（1）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正について

基本指針の改正については、次のとおりです。

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。
- ・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を行うこと。
- ・ 児童虐待防止対策として、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所との情報共有の推進等を図ること。
- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴い、放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の活用を図ること。

第2章 柳井市の現状と課題

1 柳井市の子ども・子育てを取り巻く状況

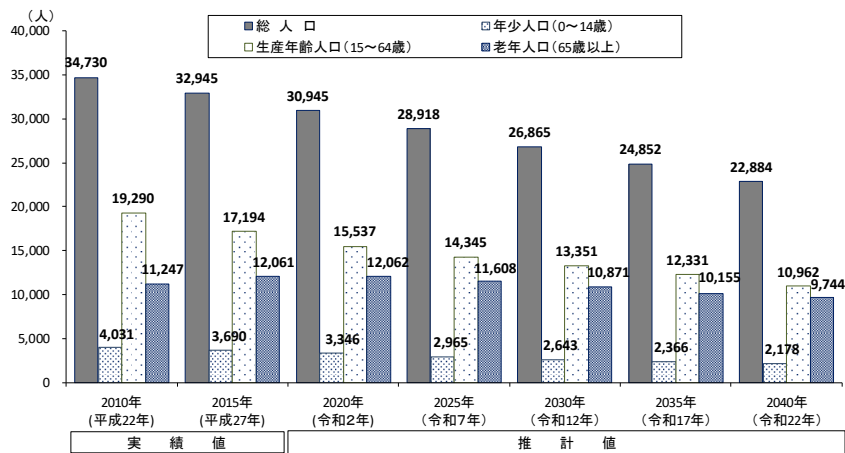
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

○本市の総人口は、昭和22(1947)年の51,143人をピークに、ほぼ一貫して減少しており、平成27(2015)年には32,945人となりました。総人口は、今後も減少が見込まれています。

○年齢区分別では、14歳以下の年少人口は、令和22(2040)年には2,178人にまで減少すると推計され、65歳以上の老年人口は、令和2(2020)年の12,062人をピークに減少傾向で推移すると見込まれています。

○令和22(2040)年には高齢化率が42.6%になると推計されています。

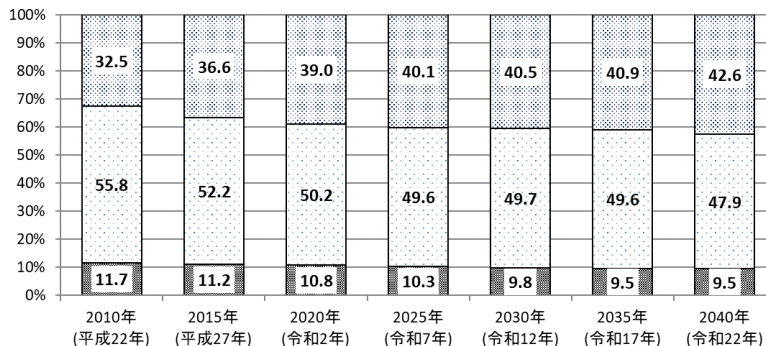
■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■



資料:平成27(2015)年までは国勢調査実測値、令和2(2020)年以降は
国立社会保障人口問題研究所推計値

■年齢区分別人口割合の推移と予測■

□老年人口(65歳以上) □生産年齢人口(15～64歳) ■年少人口(0～14歳)

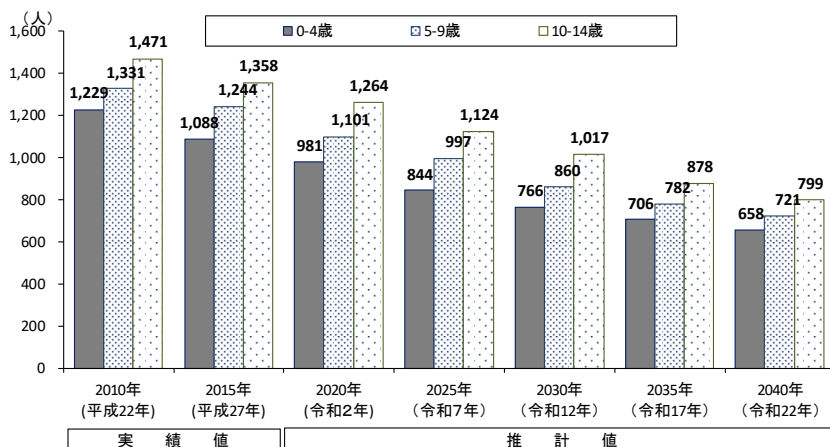


資料:平成27(2015)年までは国勢調査実測値、令和2(2020)年以降は
国立社会保障人口問題研究所推計値

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

○本市の平成 27(2015)年の0～4歳人口は 1,088 人、5～9歳人口は 1,244 人、10～14 歳人口は 1,358 人となっています。3つの年代ともに人口は、今後、一貫して減少すると推計されています。

■14 歳以下 3 区分別人口の推移と予測■



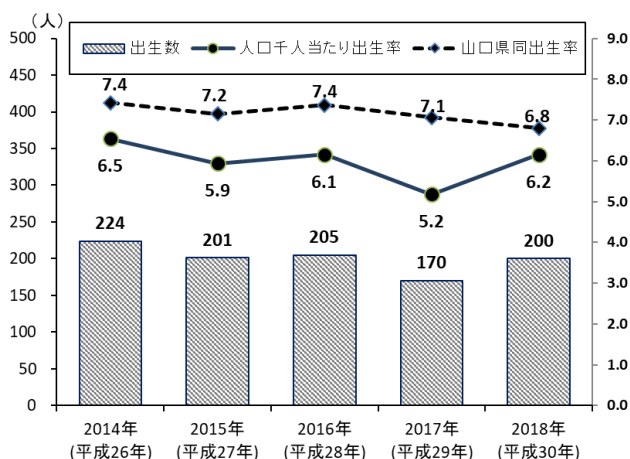
資料:平成 27 (2015) 年までは国勢調査実測値、令和 2 (2020) 年以降は
国立社会保障人口問題研究所推計値

(3) 出生数と出生率

○本市の出生数は、平成 26 (2014) 年の 224 人から平成 30 (2018) 年の 200 人に増減を繰り返して減少しています。

○人口千人あたり出生率は、平成 26 (2014) 年の 6.5‰から平成 30 (2018) 年の 6.2‰に増減を繰り返して減少しています。各年ともに山口県に比べると低くなっています。

■出生数の推移■

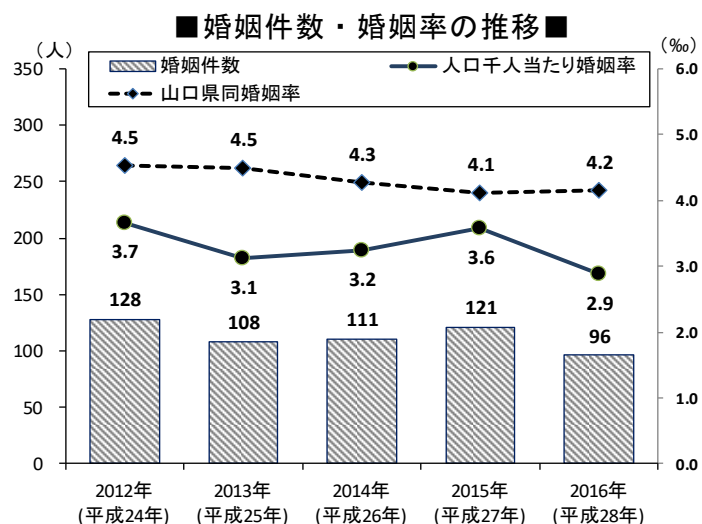


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

(4) 婚姻件数・婚姻率

○本市の婚姻件数は、平成 24 (2012) 年の 128 件から平成 28 (2016) 年の 96 件に増減を繰り返しながら減少しています。

○人口千人あたり婚姻率は、おおむね 3.0‰前後で推移していますが、各年ともに山口県に比べると低くなっています。

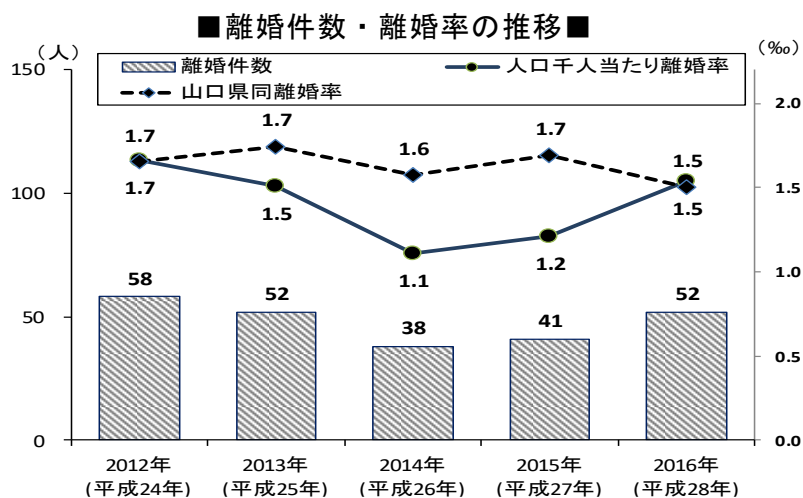


資料：山口県保健統計年報

(5) 離婚件数・離婚率

○本市の離婚件数は平成 26 (2014) 年の 38 件を底に増加傾向で推移しています。

○人口千人あたり離婚率は、平成 24 (2012) 年の 1.7‰から平成 28 (2016) 年の 1.5‰に減少しています。山口県に比べると低めに推移していましたが、平成 28 (2016) 年には同等となっています。

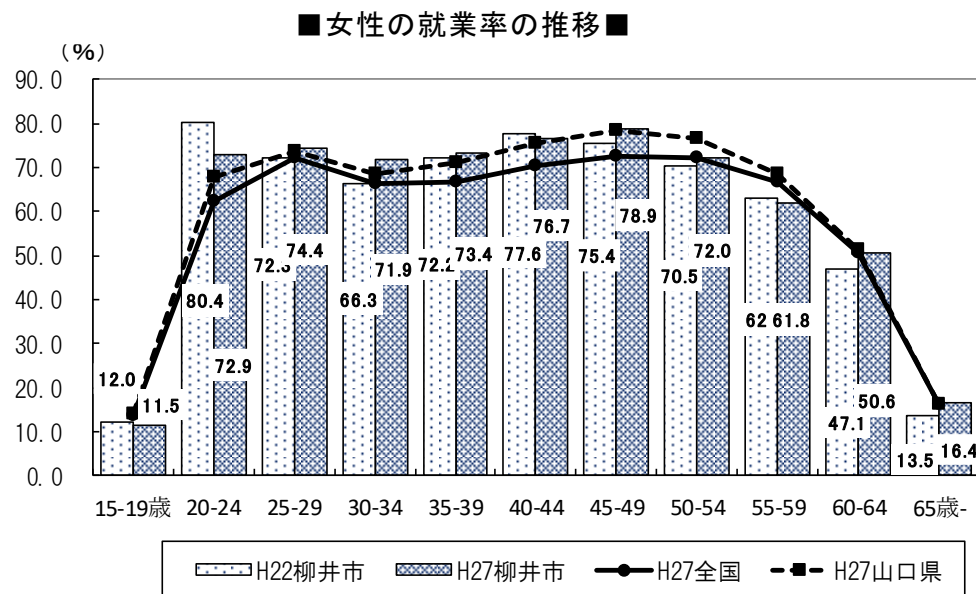


資料：山口県保健統計年報

(6) 女性の就労状況

○平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年にかけて、20-24 歳までは就業率が減少していますが、25-29 歳以降 45-49 歳までは 40-44 歳を除き、いずれの年代においても就業率が増加しています。

○特に 30-34 歳の就業率の増加が顕著になっています。



資料:国勢調査

2 就学前児童の状況

(1) 就学前児童の保育形態

■ 就学前児童の保育形態 ■

(単位：人)

区分	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
私立幼稚園	210	212	183	183	169
公立保育所	86	74	59	57	55
私立保育所	666	652	621	638	627
認可外保育施設	23	23	24	6	6
在宅	416	423	407	333	357
就学前児童数(計)	1,401	1,384	1,294	1,217	1,214

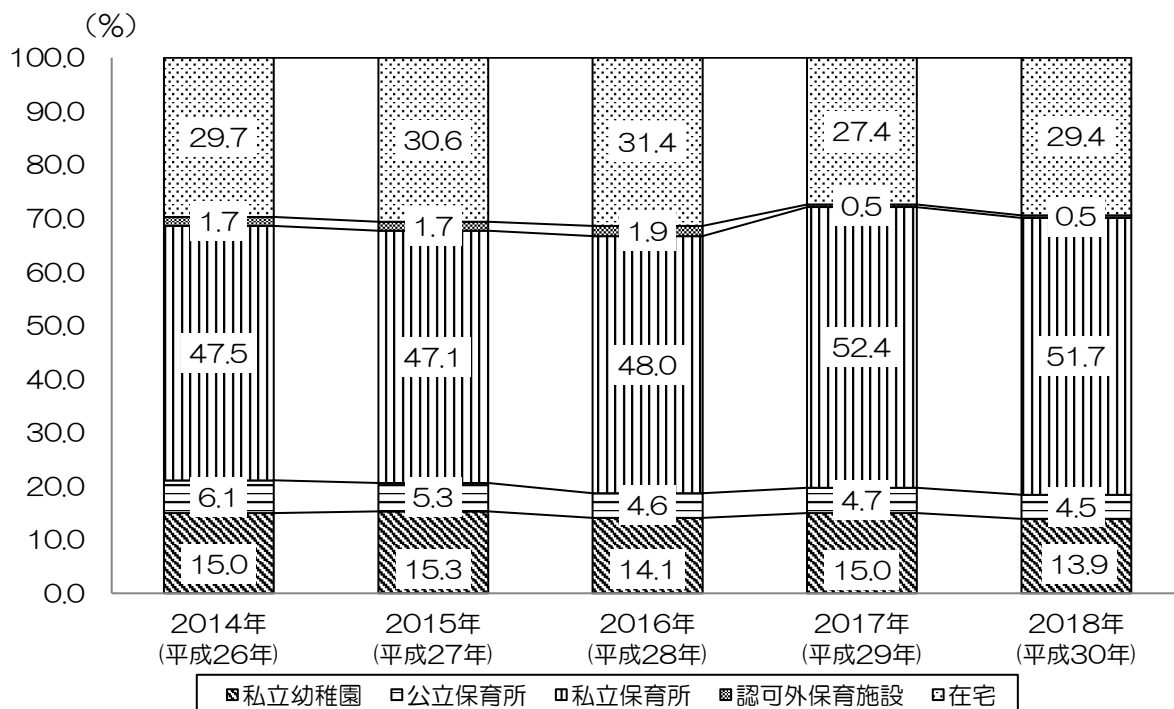
資料 就学前児童数は、各年3月末現在の住民基本台帳に基づく人口（外国人を含む。）

幼稚園児童数は、各年5月1日調査

保育所児童数は、各年4月1日調査

認可外児童数は、各年4月1日調査

■ 就学前児童の保育形態割合 ■



(2) 平成 30(2018)年の就学前児童の年齢別保育形態

■平成 30 (2018) 年 就学前児童の年齢別保育形態■

(単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
幼稚園	0	0	0	57	56	56
保育所	19	92	112	144	153	162
認可外保育施設	1	2	2	0	1	0
在宅	176	94	65	9	5	8
合計	196	188	179	210	215	226

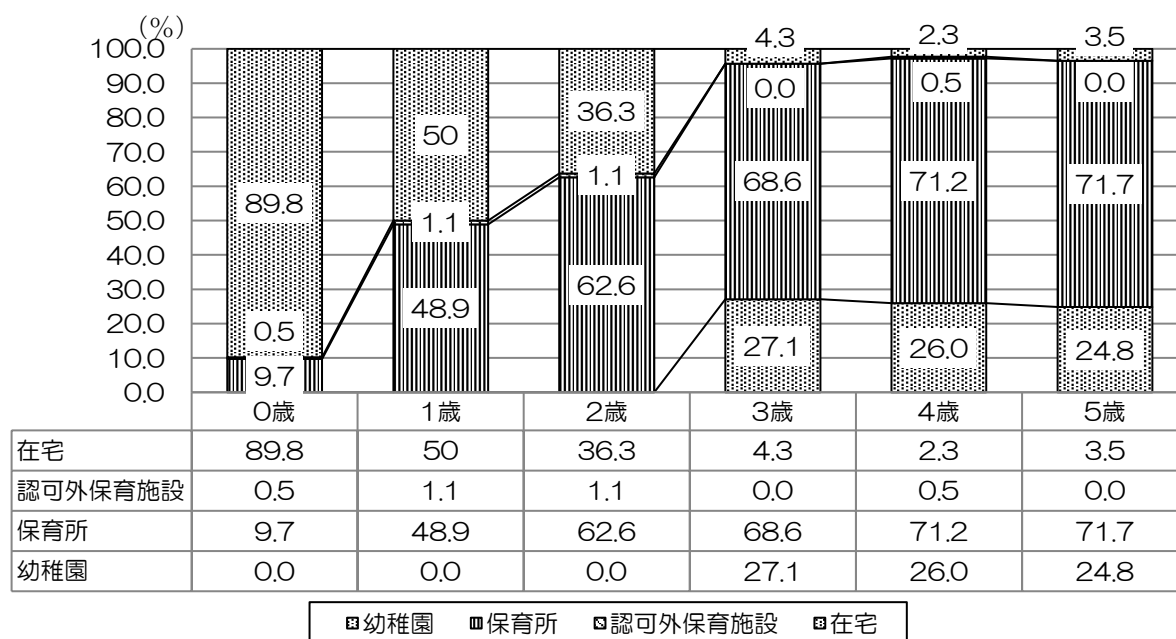
資料 就学前児童数は3月末現在の住民基本台帳に基づく人口（外国人を含む。）

幼稚園児童数は5月1日調査

保育所児童数は4月1日調査

認可外児童数は4月1日調査

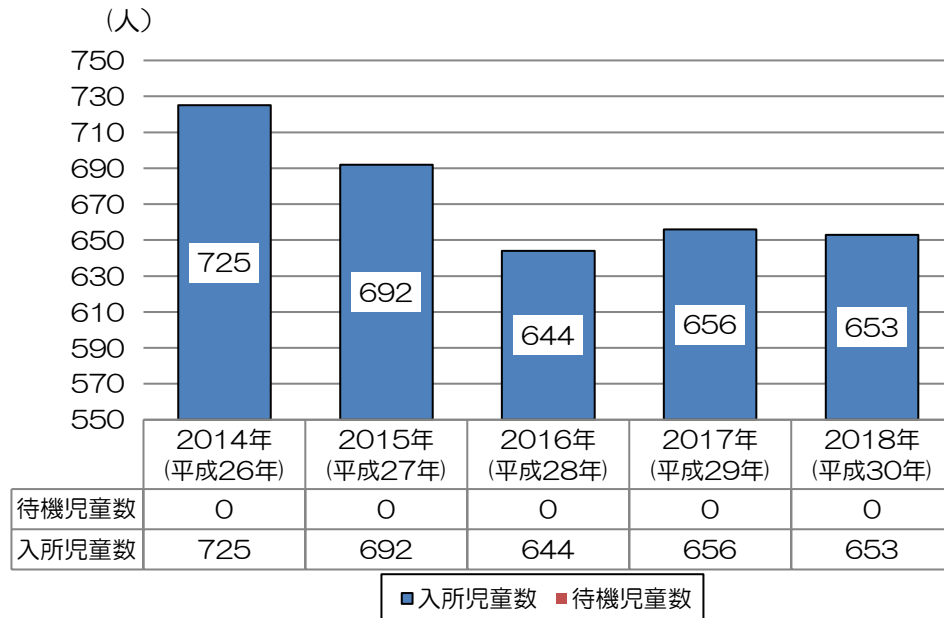
■平成 30 (2018) 年 就学前児童の年齢別保育形態割合■



(3) 保育所、幼稚園、認可外保育施設の状況（市内）

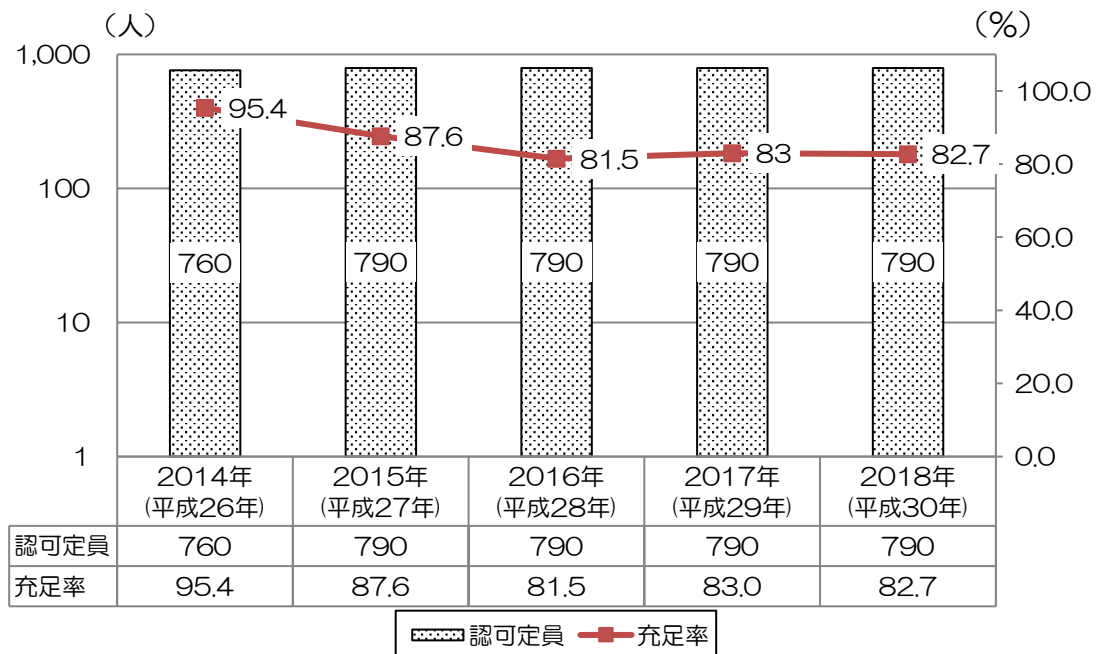
① 保育所の状況【認可保育所数 11 箇所：公立 2 箇所、私立 9 箇所】

■ 入所児童数と待機児童数 ■



資料 入所児童は、各年4月1日現在（他市町との委託及び受託分を除く。）

■ 認可保育所定員と充足率 ■



資料 入所児童は、各年4月1日現在（他市町との委託及び受託分を除く。）

■認可保育所の地区別状況（平成30（2018）年4月1日現在）■

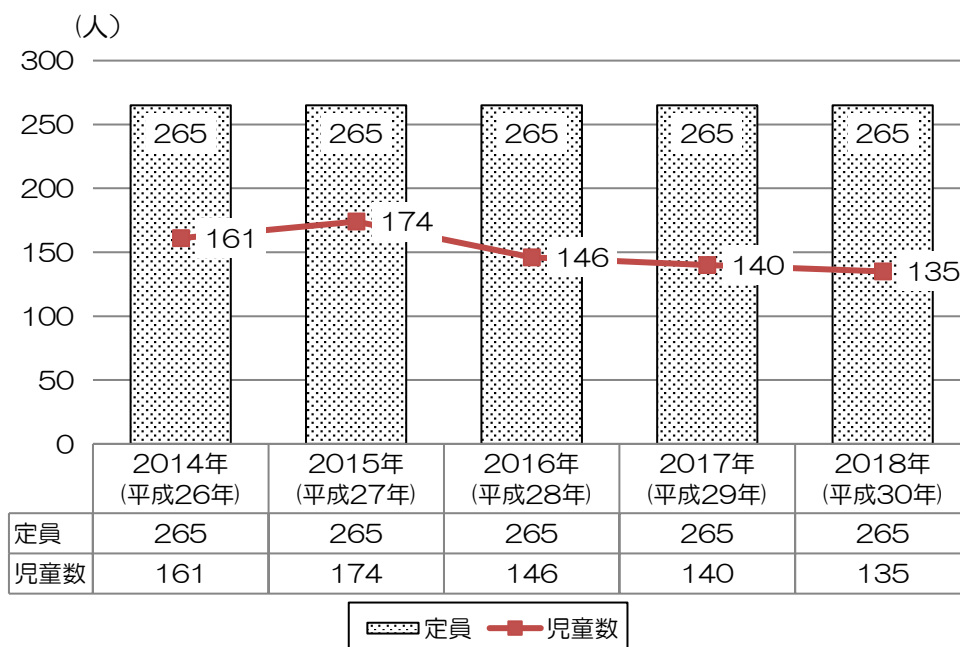
（単位：人）

地区	施設名	設置者	利用定員	入所児童数	備考
柳井	ルンビニ保育園	（社福）文殊会	100	106（4）	
	ルンビニ第二保育園	（社福）文殊会	100	104（1）	
	放光保育園	（社福）放光福祉会	90	95（2）	
	若葉保育園	（社福）八波会	110	92（2）	
	羽仁保育園	（社福）羽仁保育園	60	52（7）	
日積	ひづみ保育園	（社福）ひづみ保育園	20	31（4）	
伊陸	伊陸保育園	（社福）最勝会	30	27（2）	
新庄	新庄保育園	（社福）新庄保育園	60	61（1）	
余田	余田保育園	（社福）余田保育園	60	57（4）	送迎バス有
伊保庄	柳井南保育所	柳井市	60	30	
大畠	大畠保育所	柳井市	60	25	
合計	11園（公立2、私立9）		750	680（27）	

※入所児童数のうち（ ）は市外からの入所数

②幼稚園の状況【市内私立幼稚園2箇所】

■幼稚園児の推移と定員数■



資料 各年5月1日調査（市外分も含む。）

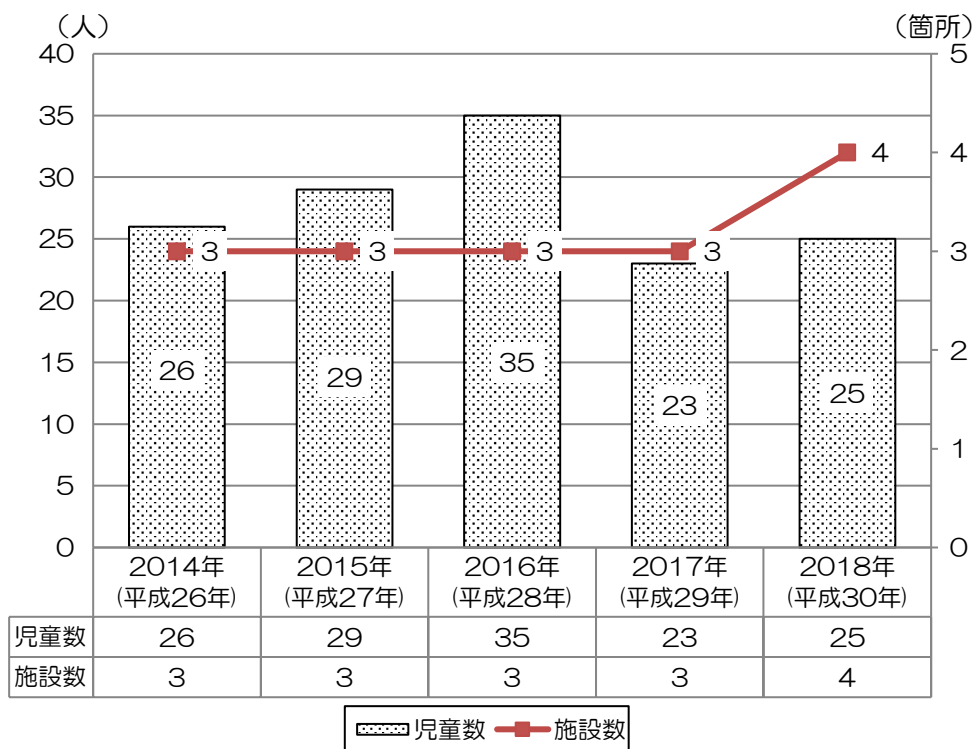
■ 幼稚園の地区別状況（平成 30（2018）年 5 月 1 日現在） ■

地区	施設名	設置者	定員	入所児童数
柳井	柳井幼稚園	（学）柳井幼稚園	175	67（5）
	柳美幼稚園	（学）柳井聖恵学園	90	68

※入所児童数のうち（ ）は市外からの入所数

③認可外保育施設の状況

■ 認可外保育施設の推移 ■



資料 各年 4 月 1 日調査（市外分も含む。）

■ 認可外保育施設の地区別状況（平成 30（2018）年 4 月 1 日現在） ■
（単位：人）

地区	施設名	施設種別	定員	入所児童数
柳井	JA山口厚生連周東総合病院 内たんぽぽ保育園	病院内保育	20	8（5）
柳井	双葉愛保育園	一般認可外	36	7（5）
伊保庄	国立病院機構柳井医療セン ターふたば保育園	病院内保育	25	6（5）
伊保庄	ばんびいな	事業所内保育	15	4（3）

※入所児童数のうち（ ）は市外からの入所数

※ばんびいなのは一時預かり

（４）地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、次の 13 の事業を実施することになっています。

- ①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）
- ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）
- ③妊婦健康診査事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）

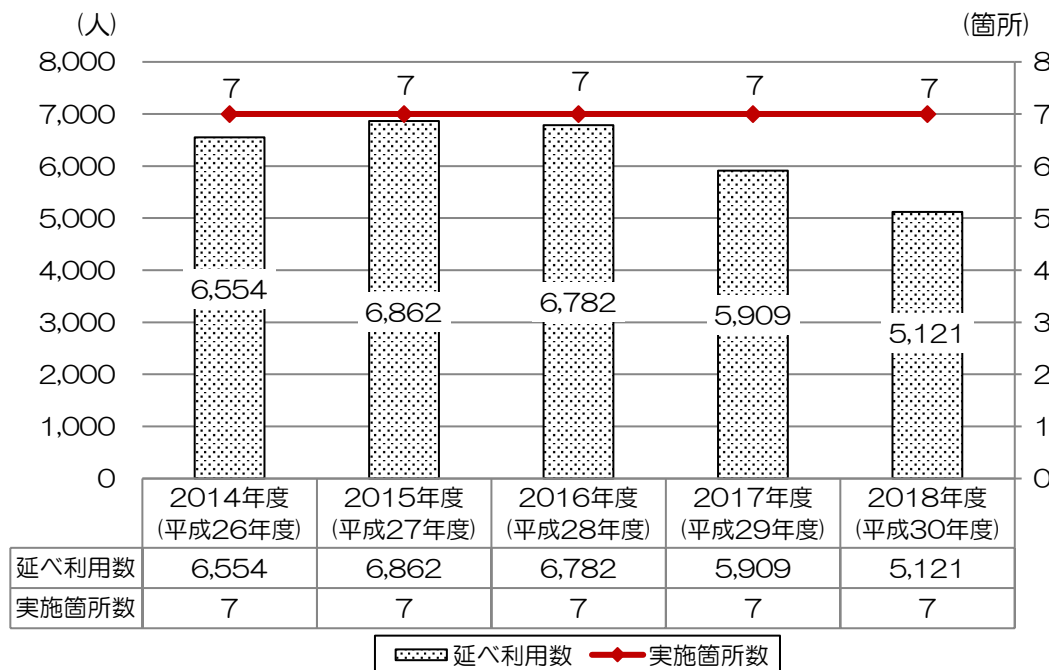
子育て世代包括支援センター「やなでこ相談室」において、子育て家庭が時期や必要性に応じて切れ目なく支援やサービスを受けて、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう、情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います。

○平成 31（2019）年 2 月に保健センター内に開設

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての情報提供、相談助言、その他の援助を行います。

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の推移■



※延べ利用数は、子どもの人数

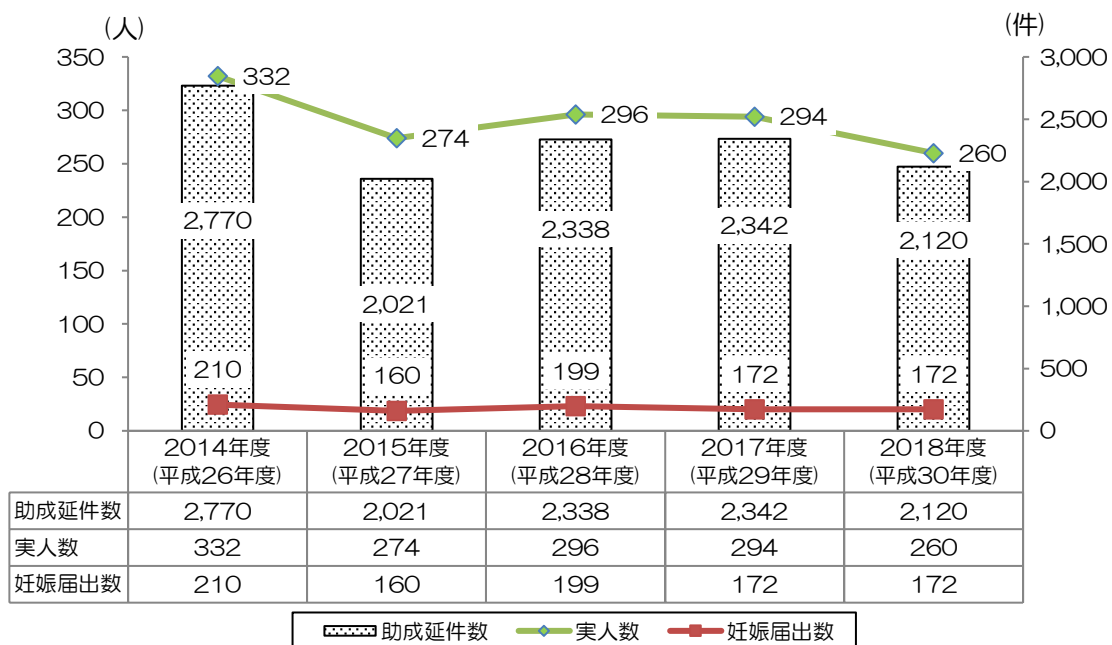
■地域子育て支援拠点事業の地区別状況（平成30（2018）年4月1日現在）■

地区	施設名	設置場所	実施形態	開設日数 (週)	開設時間 (1日)
柳井	ぞうさんよちよちクラブ	ルンビニ保育園	一般型	5日	6時間
	グリーンディ	若葉保育園	一般型	5日	6時間
	ひだまりクラブ	ルンビニ第二保育園	小規模型指定施設	5日	6時間
日積	ひづみ子育て支援センター トライアングル	ひづみ保育園	小規模型指定施設	5日	5時間
伊陸	伊陸子育て支援センター (遊ぼう・話そう)	伊陸保育園	小規模型指定施設	5日	6時間
伊保庄	ホットみなみ	柳井南保育所	小規模型指定施設	5日	5時間
大畠	大畠キッズステーション	大畠保育所	小規模型指定施設	5日	5時間

③妊婦健康診査事業

妊婦を対象に医療機関の健康診査無料受診票（14 回分）を交付し、出産世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦と胎児の健康の確保と安全・安心な出産を支援します。

■妊婦健康診査事業の助成件数及び実人数の推移■

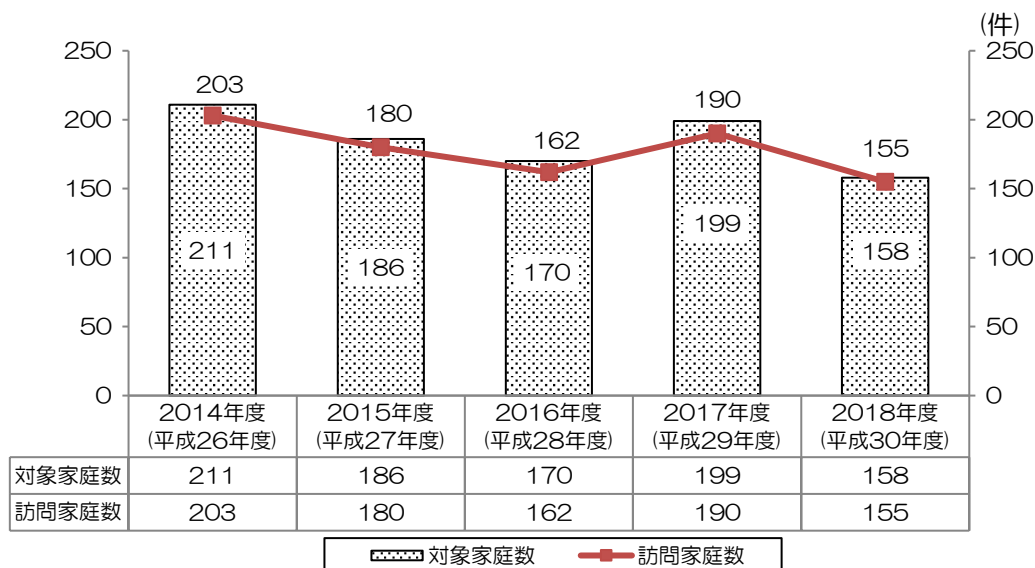


	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
受診率	前期(1回目): 101.0% 後期(11回目): 90.0%	前期(1回目): 100.0% 後期(11回目): 92.5%	前期(1回目): 97.5% 後期(11回目): 79.9%	前期(1回目): 101.7% 後期(11回目): 104.7%	前期(1回目): 100% 後期(11回目): 82.6%

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、発育発達の確認と出産後の母親の健康支援や様々な行政サービスの紹介等を行い、育児不安の軽減を図ります。

■乳幼児全戸訪問事業の訪問数の推移■

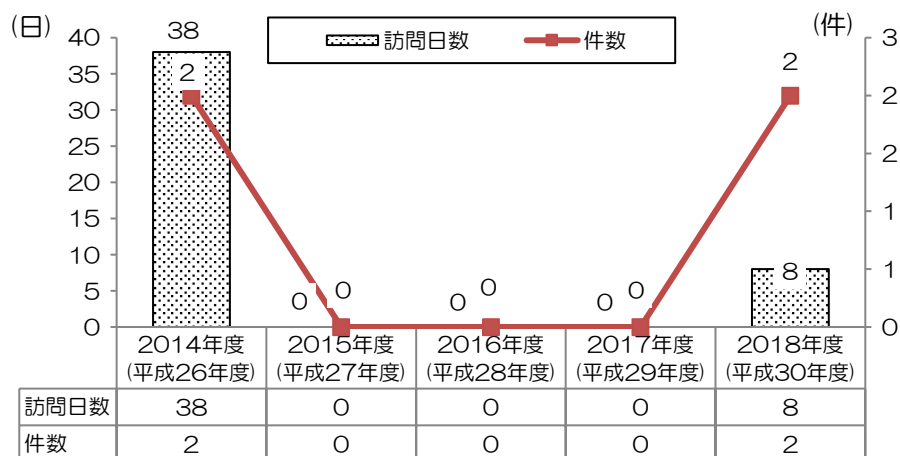


⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

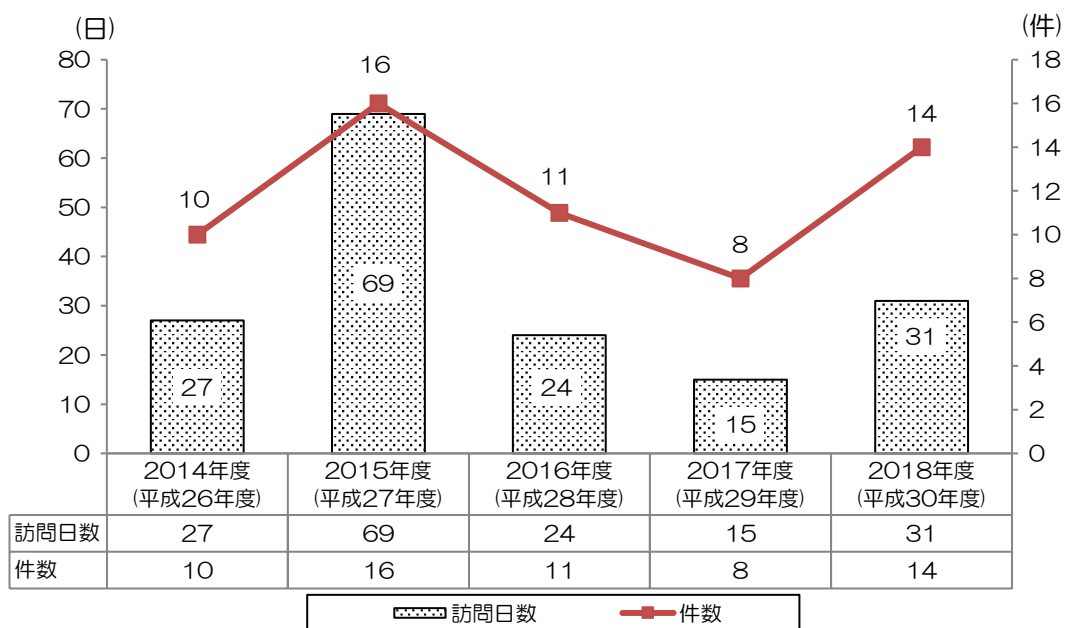
【養育支援訪問事業】

育児ストレス等により、身体的虐待やネグレクトにつながるおそれがあるなど、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育力を向上させるための支援（育児・家事援助、専門的相談支援）を行い、児童虐待を予防します。なお、産じょく期ヘルパー派遣事業は、家事や育児が困難な核家族等にヘルパーを派遣して、産じょく婦及び乳児の身の回りの世話や育児を行います。

■育児・家事援助（産じょく期ヘルパー派遣）の推移■



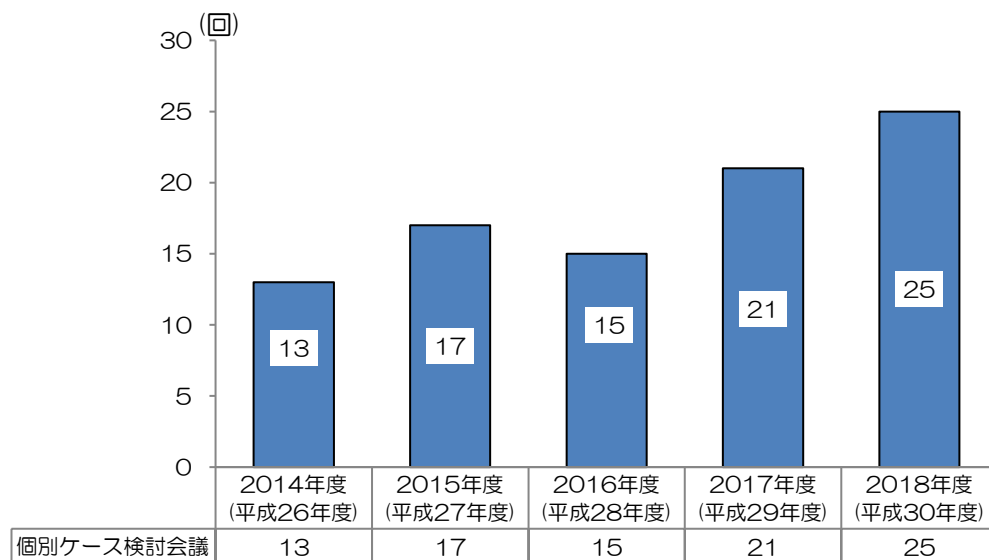
■専門的相談支援（保健師による家庭訪問）の推移■



【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

教育・保健・福祉等の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等を支援します。

■個別ケース検討会議■



⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
委託施設	1 箇所 (社福)共楽園	1 箇所 (社福)共楽園	1 箇所 (社福)共楽園	1 箇所 (社福)共楽園	1 箇所 (社福)共楽園
実績数	0	0	0	0	4

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

保護者が仕事その他の事由により、平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

○本市では 実績なし

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人と、行いたい人との相互の援助活動を連絡・調整し、急な残業や緊急時等における変動的・変則的な保育に対応することにより、就労者が仕事と家庭を両立させ、安心して働けるよう支援します。

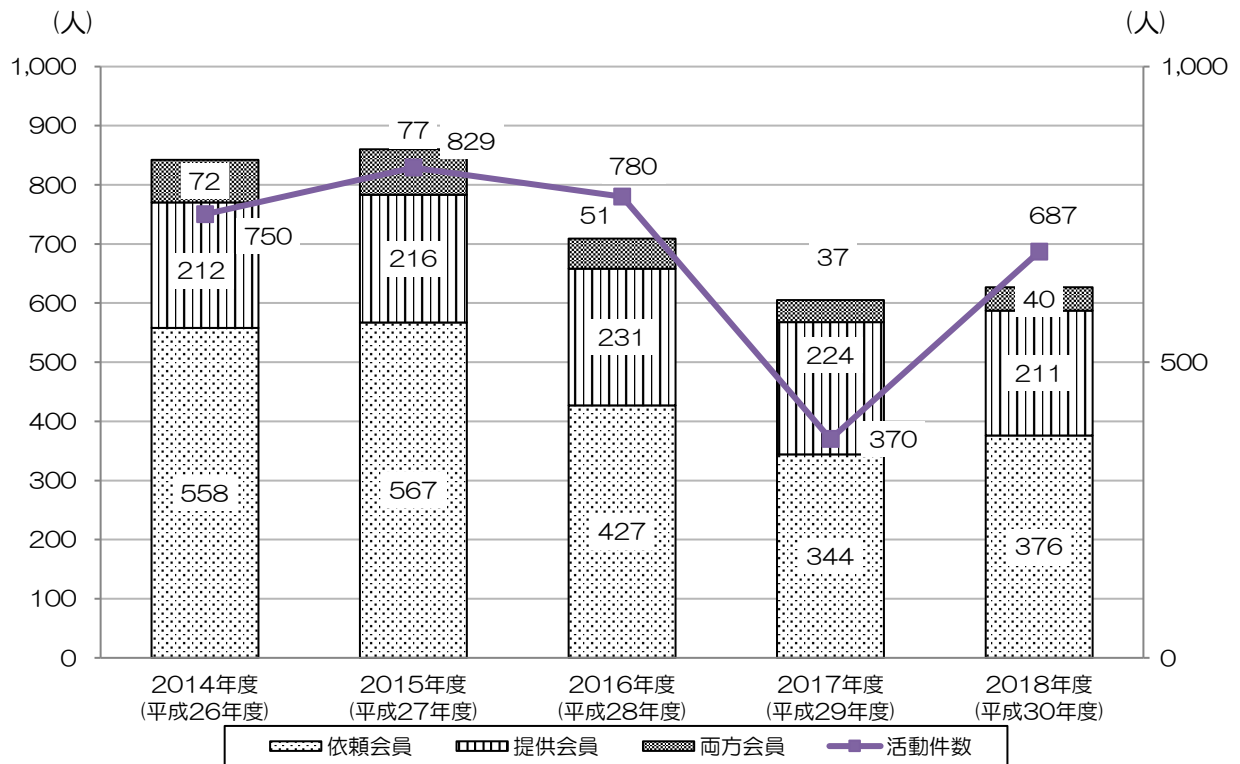
■ファミリー・サポート・センター事業の推移■

（単位：人、件）

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
依頼会員	558	567	427	344	376
提供会員	212	216	231	224	211
両方会員	72	77	51	37	40
合計	842	860	709	605	627
活動件数	750	829	780	307	687

※ファミリー・サポート・センター事業は柳井市・平生町・田布施町の合同事業として実施会員数は柳井市・平生町・田布施町の合計数

■ファミリー・サポート・センター事業の推移■



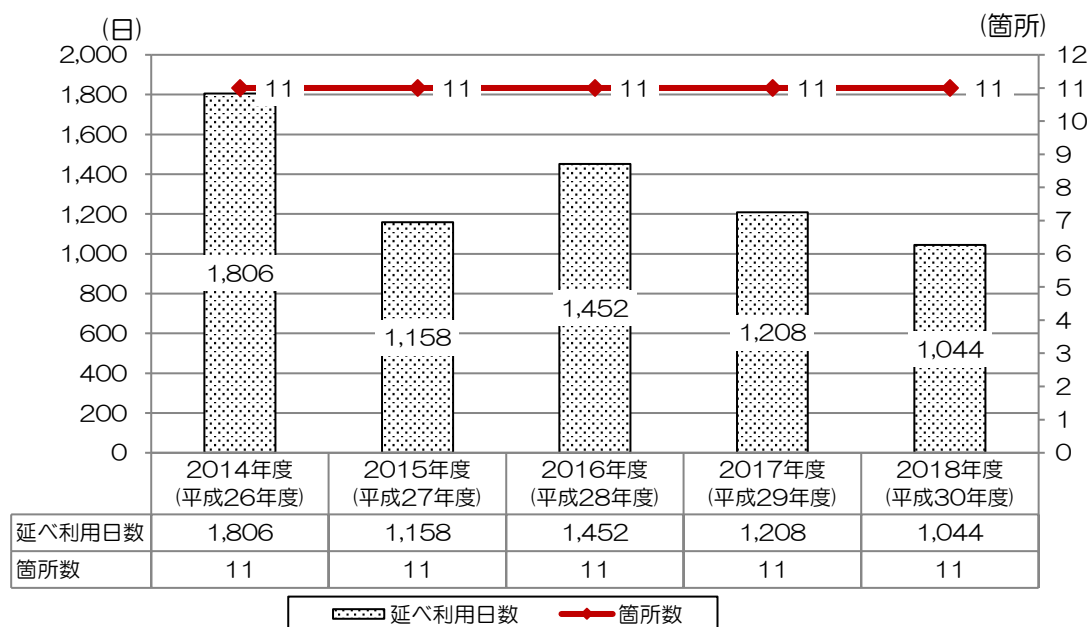
■平成30（2018）年度の活動実績状況（本市のみ）■

区分	件数
保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり	13
保育施設までの子どもの送迎	67
放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	152
子どもの習い事等の場合の援助	42
放課後児童クラブの子どもの送迎	167
その他	246
合計	687

⑧一時預かり事業

保護者の疾病等の事由により家庭における保育が一時的に困難になった場合に、保育所において保育を実施することによって、子育て家庭を支援します。

■一時預かり事業の推移■



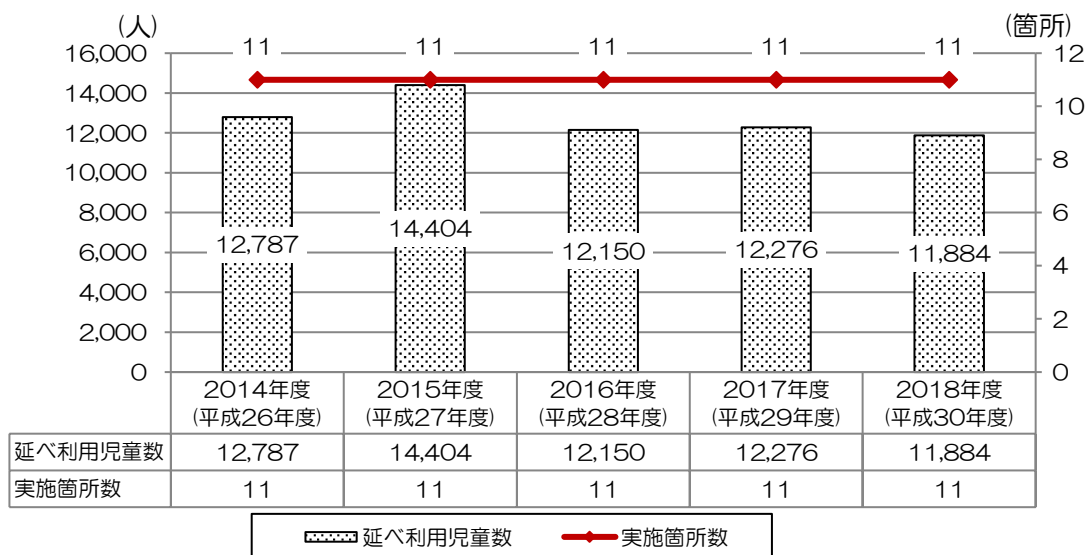
■一時預かり事業の地区別状況（平成 30（2018）年度）■

地区	施設名	設置者	実績（件）
柳井	ルンビニ保育園	（社福）文殊会	201
	ルンビニ第二保育園	（社福）文殊会	133
	放光保育園	（社福）放光福祉会	27
	若葉保育園	（社福）八波会	45
	羽仁保育園	（社福）羽仁保育園	240
日積	ひづみ保育園	（社福）ひづみ保育園	122
伊陸	伊陸保育園	（社福）最勝会	61
新庄	新庄保育園	（社福）新庄保育園	95
余田	余田保育園	（社福）余田保育園	90
伊保庄	柳井南保育所	柳井市	12
大畠	大畠保育所	柳井市	18
合計	11 園（公立 2、私立 9）		1,044

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

通常保育（11 時間）を超える保育需要に対応するため、30 分～1 時間程度の延長保育を実施しています。

■延長保育事業の推移■



■延長保育事業の地区別施設状況（平成 30（2018）年 4 月現在）■

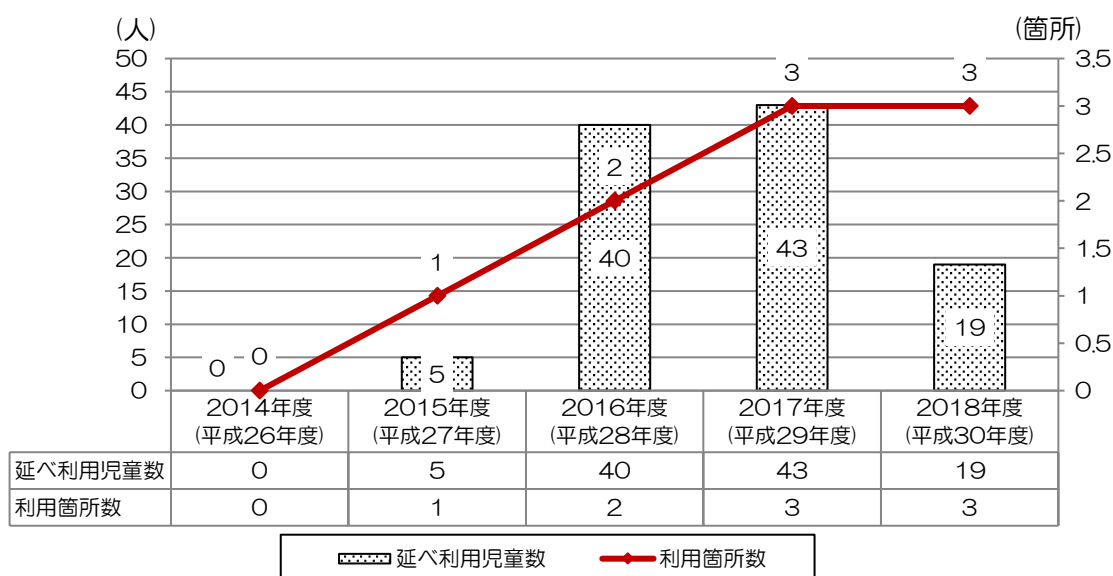
地区	施設名	開所時間 (11 時間)	延長を含めた開所時間
柳井	ルンビニ保育園	7 時 ～ 18 時	7 時 ～ 19 時
	ルンビニ第二保育園	7 時 ～ 18 時	7 時 ～ 19 時
	放光保育園	7 時 ～ 18 時	7 時 ～ 19 時
	若葉保育園	7 時 ～ 18 時	7 時 ～ 19 時
	羽仁保育園	7 時 ～ 18 時	7 時 ～ 19 時
日積	ひづみ保育園	7 時 ～ 18 時	7 時 ～ 19 時
伊陸	伊陸保育園	7 時 ～ 18 時	7 時 ～ 19 時
新庄	新庄保育園	7 時 ～ 18 時	7 時 ～ 18 時 30 分
余田	余田保育園	7 時 ～ 18 時	7 時 ～ 19 時
伊保庄	柳井南保育所	7 時 30 分～18 時 30 分	7 時 ～ 19 時
大畠	大畠保育所	7 時 30 分～18 時 30 分	7 時 ～ 19 時

⑩病児保育事業

乳幼児や児童が病気又は病気回復期にあり、集団保育や家庭における保育が困難な場合に、一時的に当該児童等の保育を行います。市内に事業実施施設はありません。

平成 28（2016）年度に、平生町、田布施町と共同で、病後児保育室「のびのび」（平生町大字平生村 824-3）を開設しました。平成 29（2017）年度には、広島広域都市圏（広島県、山口県の 24 市町で構成）において相互利用協定を締結し、圏域内での病児・病後児保育事業の利用が可能となりました。平成 31（2019）年度には、山口県全域において相互利用協定を締結し、県下全域での病児・病後児保育事業の利用が可能となりました。

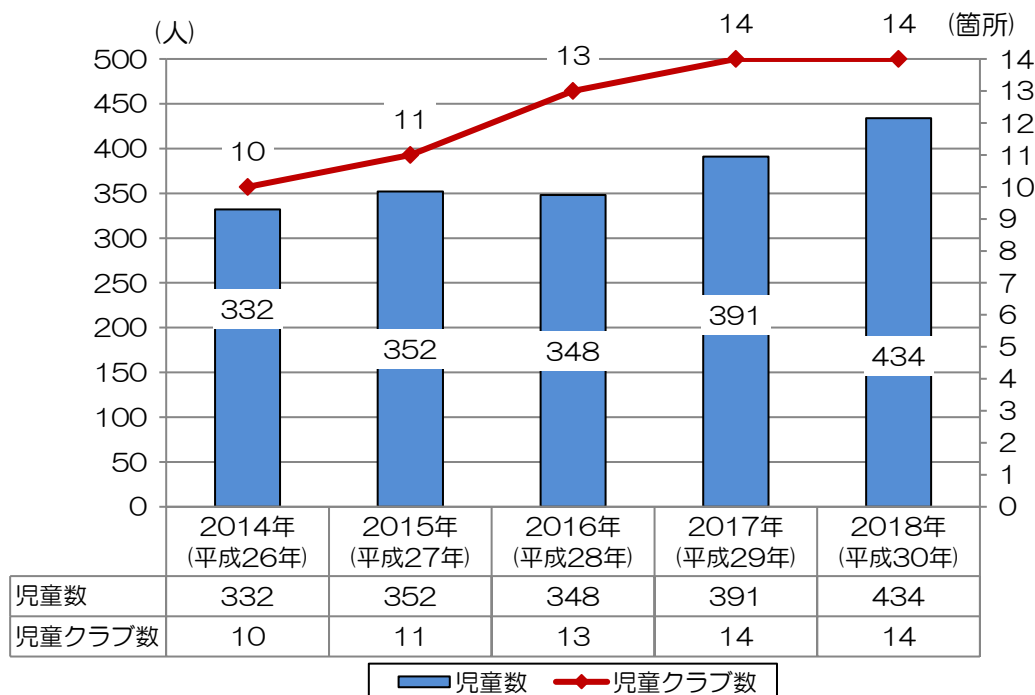
■病児・病後児保育事業の推移■



⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に学校の敷地内等で適切な遊びと生活の場を提供し、保護者の不安解消と児童の健全な育成を図ります。

■放課後児童クラブの推移■



※児童数は、5月1日現在の登録児童数

■放課後児童クラブの学校別状況（平成30（2018）年度）■

地区	学校名	クラブ名	設置場所	運営方法	定員
柳井	柳井小	柳井 1 児童クラブ	柳井小学校敷地内	直営	35 人
		柳井 2 児童クラブ	柳井小学校敷地内	直営	35 人
		柳井 3 児童クラブ	柳井小学校敷地内	直営	40 人
	柳東小	柳東 1 児童クラブ	柳東小学校敷地内	直営	30 人
		柳東 2 児童クラブ	柳東小学校敷地内	直営	40 人
	柳北小	若葉児童クラブ	若葉保育園内	委託	25 人
日積	日積小	ひづみ児童クラブ	ひづみ保育園内	委託	20 人
伊陸	伊陸小	伊陸児童クラブ	伊陸公民館内	委託	20 人
新庄	新庄小	新庄 1 児童クラブ	新庄小学校敷地内	直営	40 人
		新庄 2 児童クラブ	新庄小学校敷地内	直営	40 人

余田	余田小	余田児童クラブ	余田保育園内	委託	15 人
伊保庄	小田小	小田児童クラブ	伊保庄北文化会館内	直営	20 人
	柳井南小	柳井南児童クラブ	柳井南保育所内	委託	10 人
大畠	大畠小	大畠児童クラブ	大畠小学校敷地内	委託	40 人
合計	14 か所				410 人

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成するものです。

○本市では 事業実施なし

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するものです。

○本市では 事業実施なし

3 アンケート調査結果にみる本市の特徴

(1) 調査の概要

区分	就学前児童調査	小学生児童調査
1 調査対象者と抽出方法	市内に居住する就学前の全児童の保護者	市内に居住する3年生以下の全小学生の保護者
2 調査方法	市内各認可保育所・柳井・柳美・麻郷幼稚園配布・回収 それ以外は郵送配布・回収	市内各小学校配布・回収 それ以外は郵送配布・回収
3 調査期間	平成30(2018)年 12月3日～12月17日	平成30(2018)年 12月3日～12月17日
4 回収状況	配布数 1,308 (前回 1,138) 回収数 1,047 (前回 647) 回収率 80.0% (前回 56.9%)	配布数 743 (前回 362) 回収数 657 (前回 217) 回収率 88.4% (前回 59.9%)

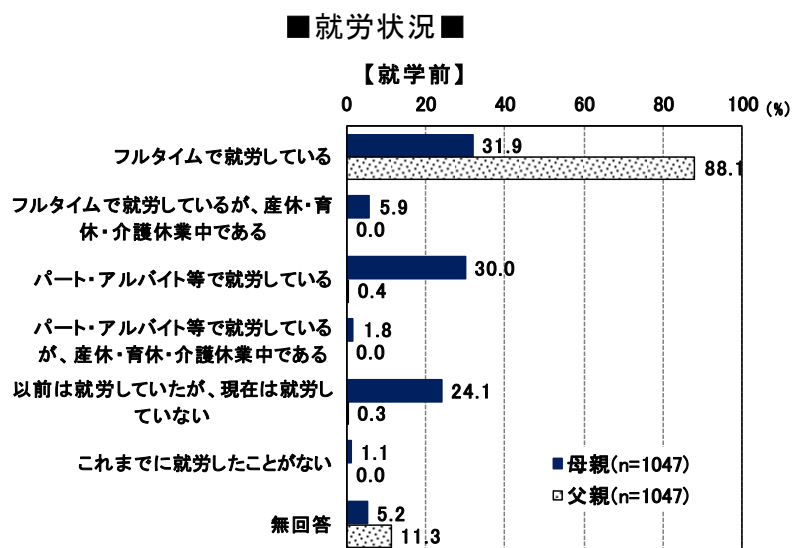
(前回調査 平成25(2013)年11月21日～12月6日)

(2) 就学前児童調査結果

※前回結果と比較して特徴的なものについて整理しました。

①就労状況

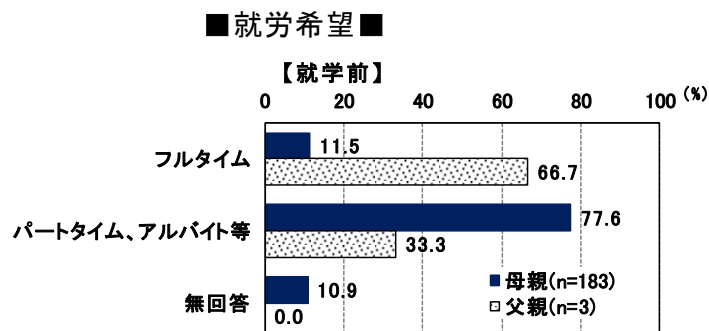
問9 母親の就労状況は「フルタイムで就労している」割合が前回27.6%に対し、今回は31.9%、「パート・アルバイト等で就労している」割合が前回26.4%に対して、今回は30.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合が前回31.8%に対し、今回は24.1%と就労している母親が増加しています。



※「n」は割合を計算するときの母数となる回答者数

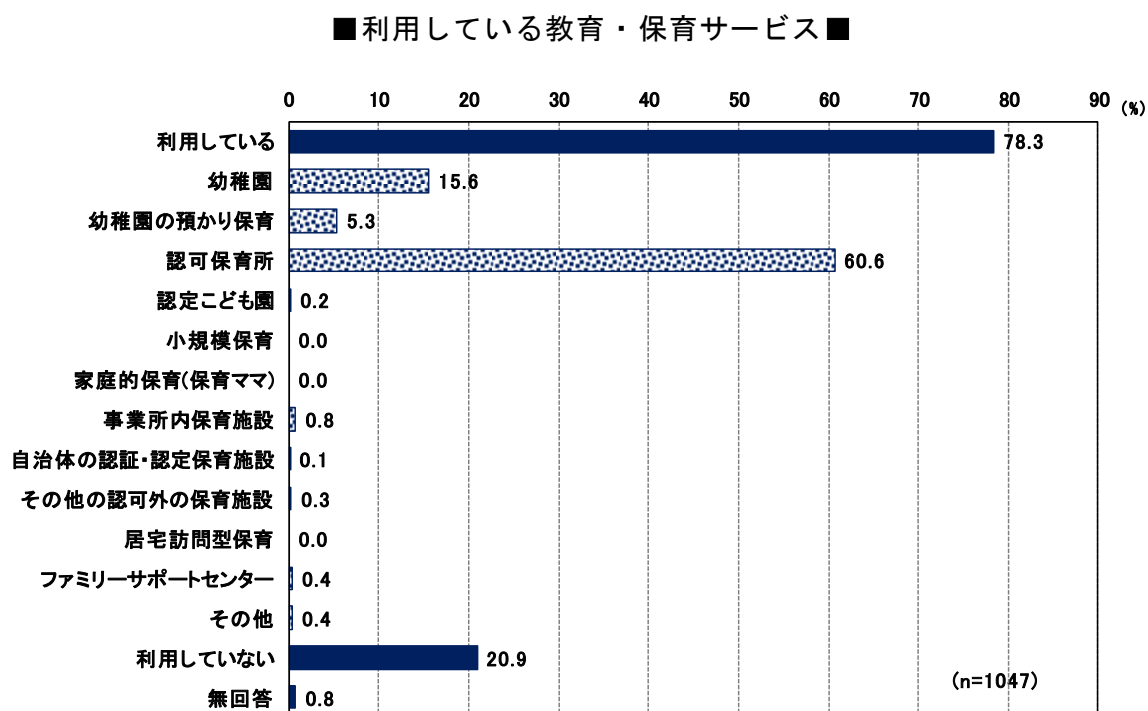
②就労希望

問 9-3 就労していない母親の就労希望は「パート・アルバイト等」が減少（前回 83.0%、今回 77.6%）し、フルタイム希望が増加しています。（前回 8.8%、今回 11.5%）



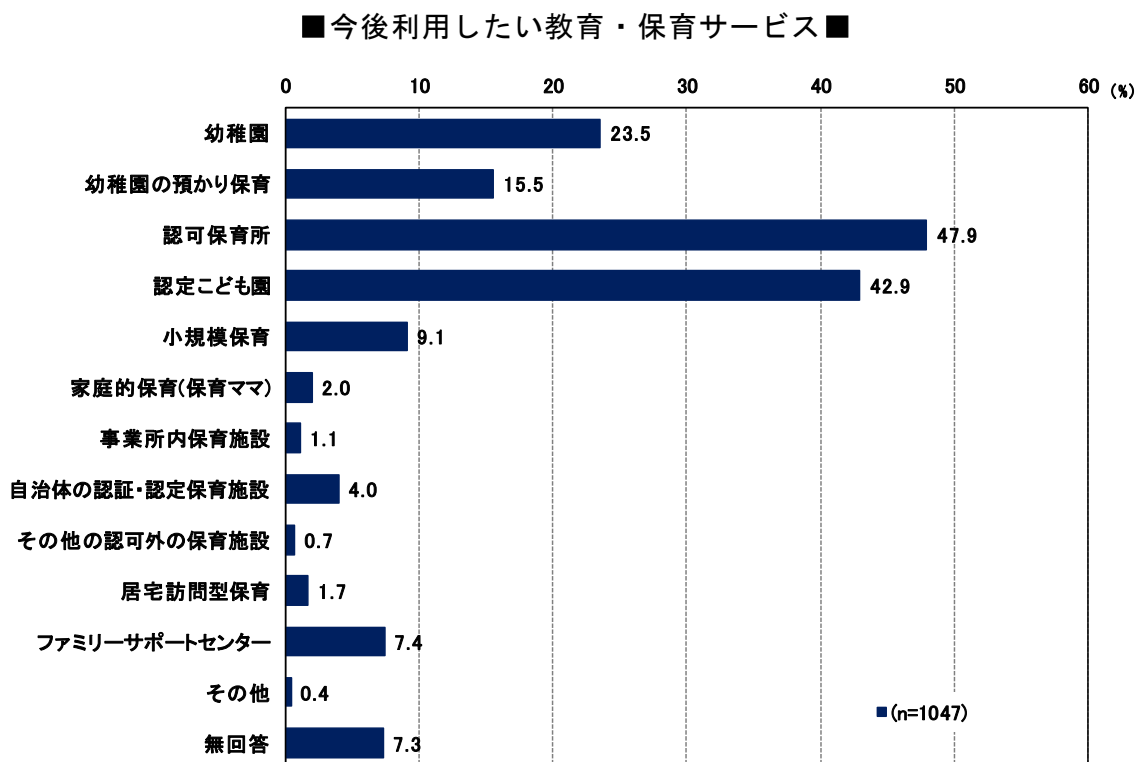
③利用している教育・保育サービス

問 10-1 現在の利用サービスは「幼稚園」が減少しています。（前回 19.9%、今回 15.6%）



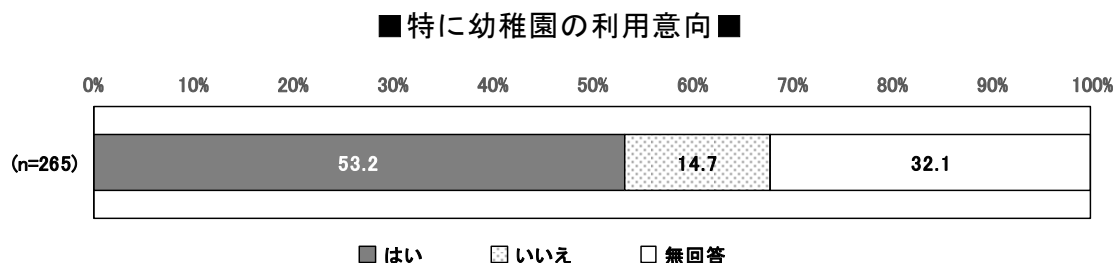
④ 今後利用したい教育・保育サービス

問 12 今後利用したい教育・保育サービスは「幼稚園（私立）」「幼稚園の預かり保育」が減少しています。（「幼稚園」前回 28.0%、今回 23.5%、「幼稚園の預かり保育」前回 18.7%、今回 15.5%）



⑤ 幼稚園の利用意向

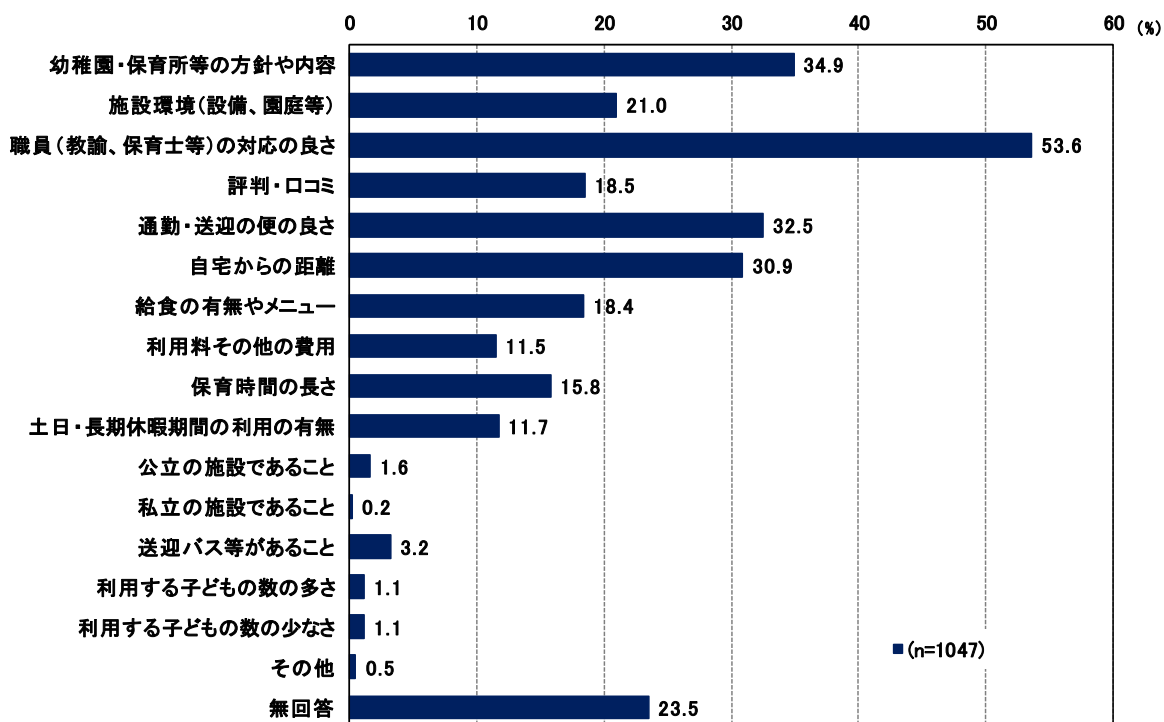
問 12-1 「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」を希望し、かつ保育所や認定子ども園を希望している人には、特に幼稚園（幼稚園の預かり保育を併せて利用する場合を含む）の利用を強く希望するかどうかを尋ねたところ、希望する（「はい」）が 53.2%となっています。



⑥教育・保育サービスの利用する際に重視すること

問 12-2 利用する施設の重視点は「幼稚園・保育所等の方針や内容」「施設環境」が減少しています。（「幼稚園・保育所等の方針や内容」前回 44.2%、今回 34.9%、「施設環境」前回 21.2%、今回 21.0%）

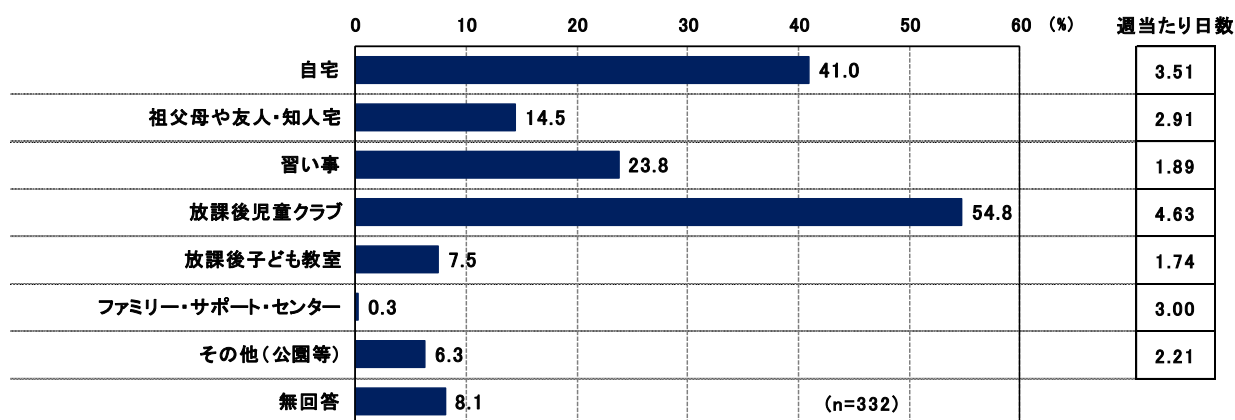
■教育・保育サービスの利用する際に重視すること■



⑦就学前児童の小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前 5歳以上）

問 19 小学校低学年での放課後児童クラブの利用意向は増加しています。（前回 42.3%、今回 54.8%）

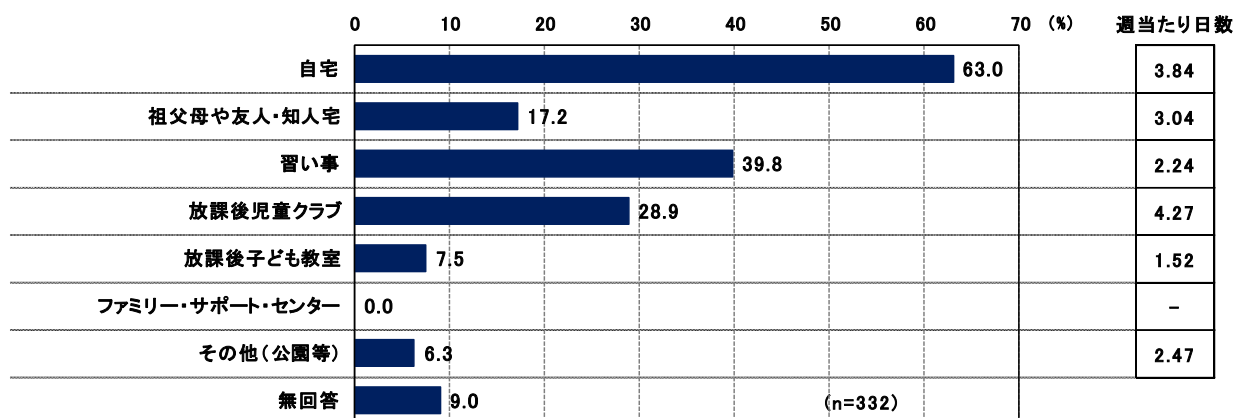
■小学校低学年（1～3年生）時の放課後の過ごし方■（就学前5歳以上回答）



⑧ 小学校高学年（４～６年生）の放課後の過ごし方

問 20 小学校高学年での放課後児童クラブの利用意向は増加しています。（前回 21.9%、今回 28.9%）その分、「習い事」が減っています。（前回 42.3%、今回 39.8%）

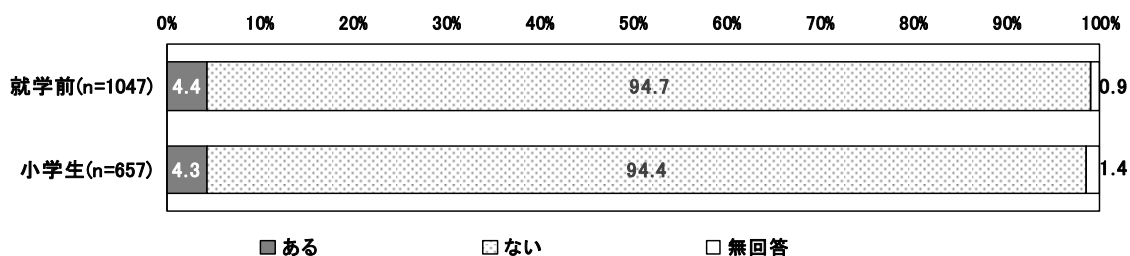
■ 小学校高学年（４～６年生）の放課後の過ごし方 ■



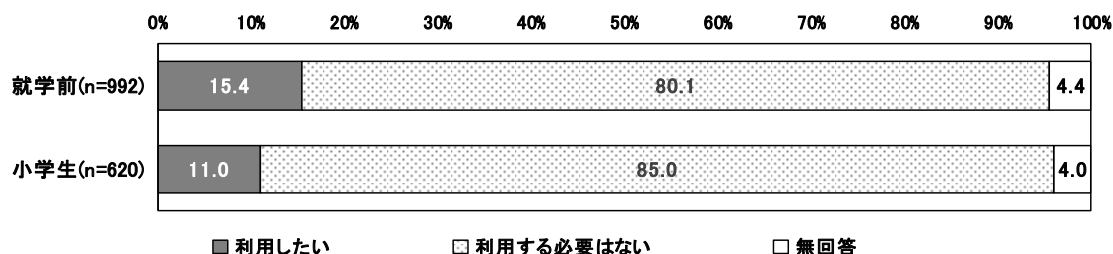
⑨ ファミリー・サポート・センター事業の利用経験及び利用の必要性

問 25 ファミリー・サポート・センター事業の利用経験は微増していますが、今後の利用の必要性は減少しています。（「利用あり」前回 3.7%、今回 4.4%、「利用する必要はない」（前回 73.9%、今回 80.1%）

■ 利用経験 ■



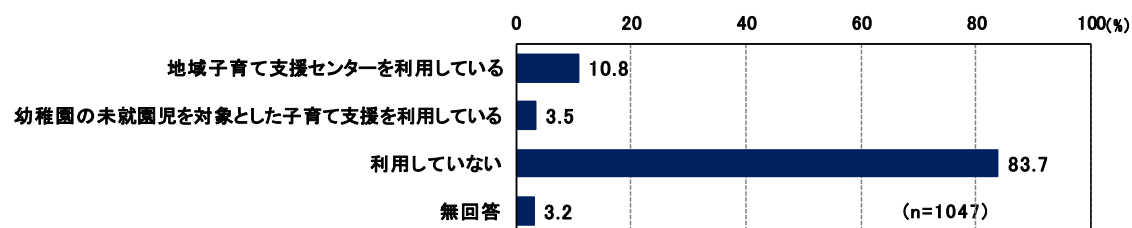
■ 利用意向 ■



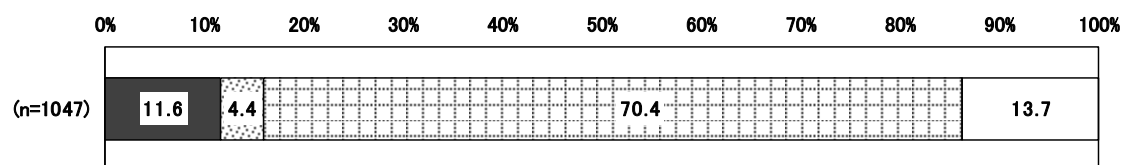
⑩地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）の利用状況

問 26 地域子育て支援センターの現在の利用者割合は減少し、問 27 今後の新規利用意向なしは増加しており、ニーズが低下しています。（「現在利用」前回 13.8%、今回 10.8%、「今後の新規利用意向なし」前回 57.3%、今回 70.4%）

■ 利用状況 ■



■ 今後の利用意向 ■

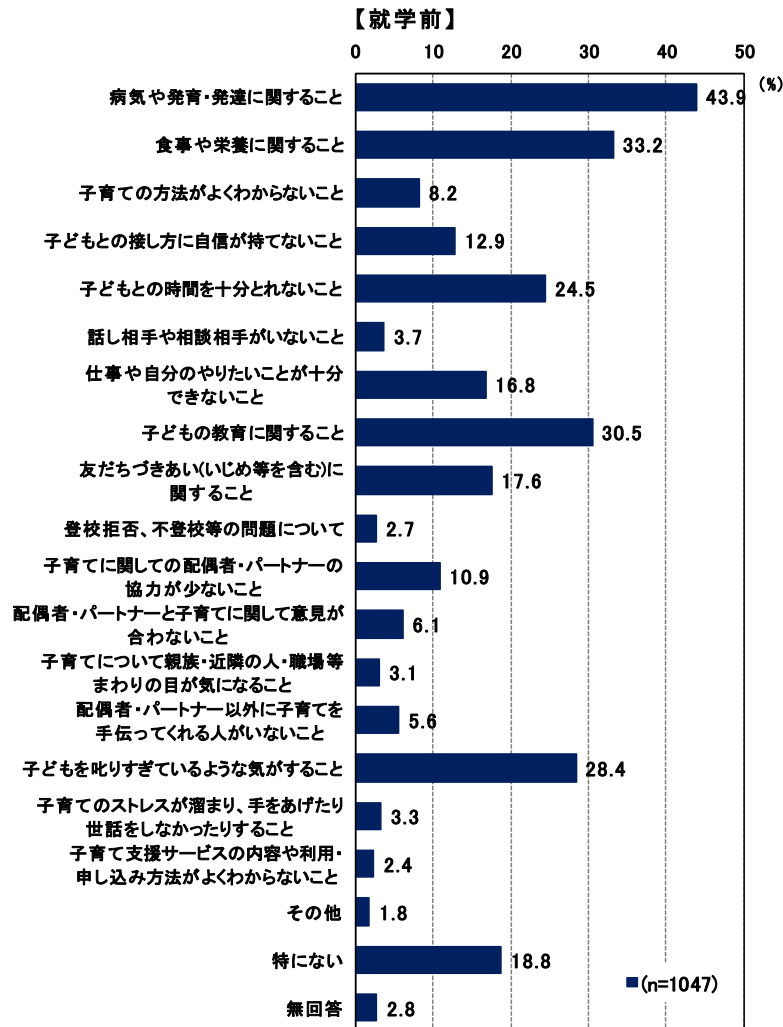


- 利用していないが、今後利用したい
- ▨すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
- ▨新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
- 無回答

⑪子育てに関する悩み

問 28 子育てに関する悩みについては、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」（前回 9.7%、今回 12.9%）や「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと」（前回 6.5%、今回 10.9%）が増加しています。

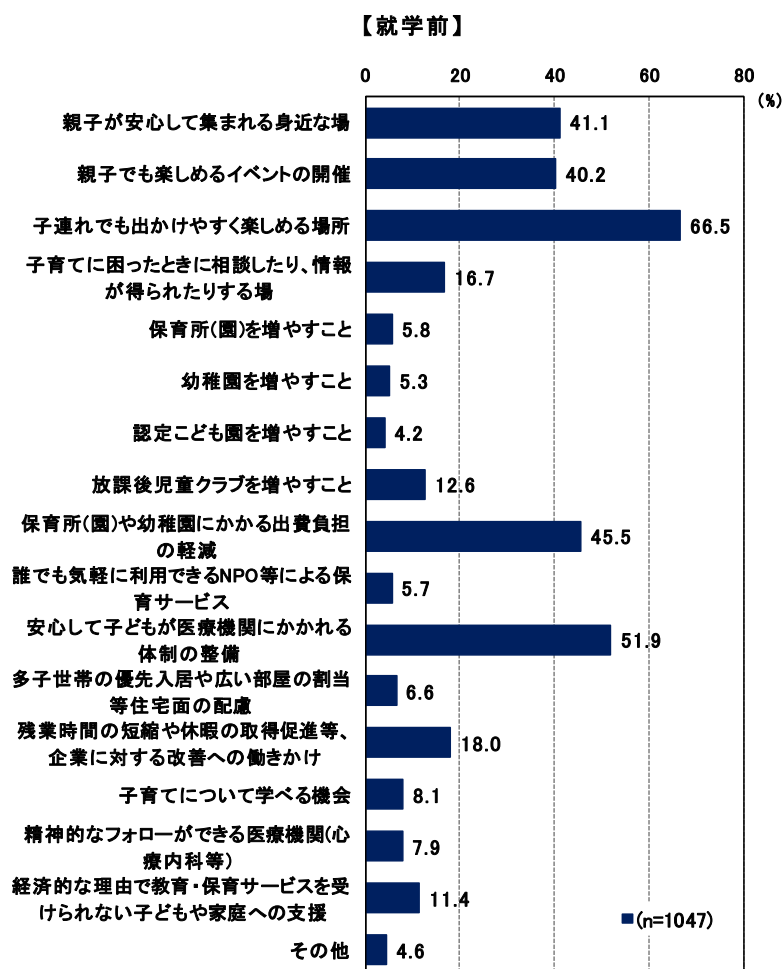
■子育てに関する不安や悩み■



⑫ 今後特に充実させてほしいと思うこと

問 33 今後特に充実させてほしいと思うことでは「親子でも楽しめるイベントの開催」が増加しています。（前回 37.7%、今回 40.2%）また今回追加した設問で「経済的な理由で教育・保育サービスを受けられない子どもや家庭への支援」は 11.4%となりました。

■ 充実してほしい支援策 ■

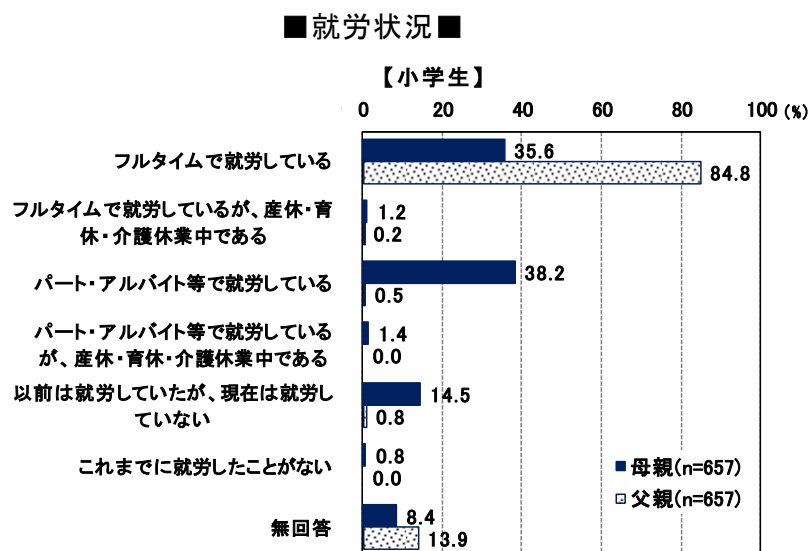


(3) 小学生児童調査結果

※前回結果と比較して特徴的なものについて整理しました。

①就労状況

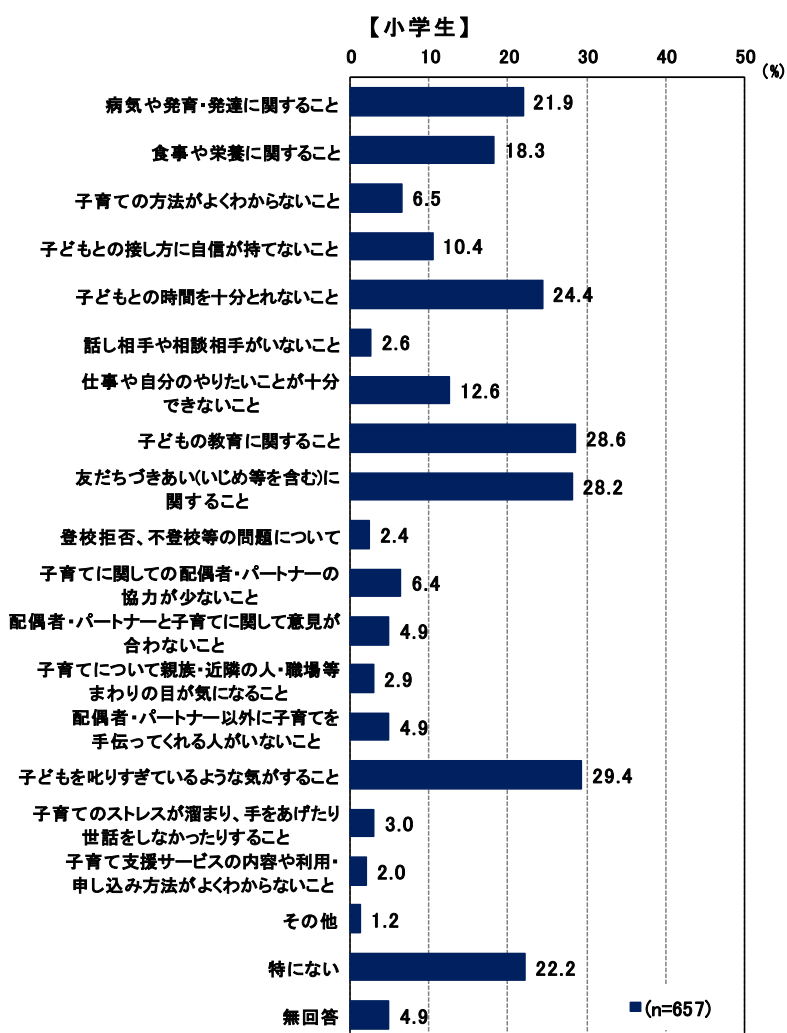
問 9 母親職業「フルタイムで就労している」割合は前回が 29.9%に対し、今回は 35.6%と増加し、一方で「パート・アルバイト等で就労している」割合は前回 47.2%に対して、今回は 38.2%と減少しています。



②子育てに関して悩んでいること

問 16 子育てに関して悩んでいることとしては「病気や発育・発達に関すること」(前回 16.7%、今回 21.9%)「食事や栄養に関すること」(前回 11.1%、今回 18.3%)「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」(前回 8.1%、今回 12.6%)等が増加しています。

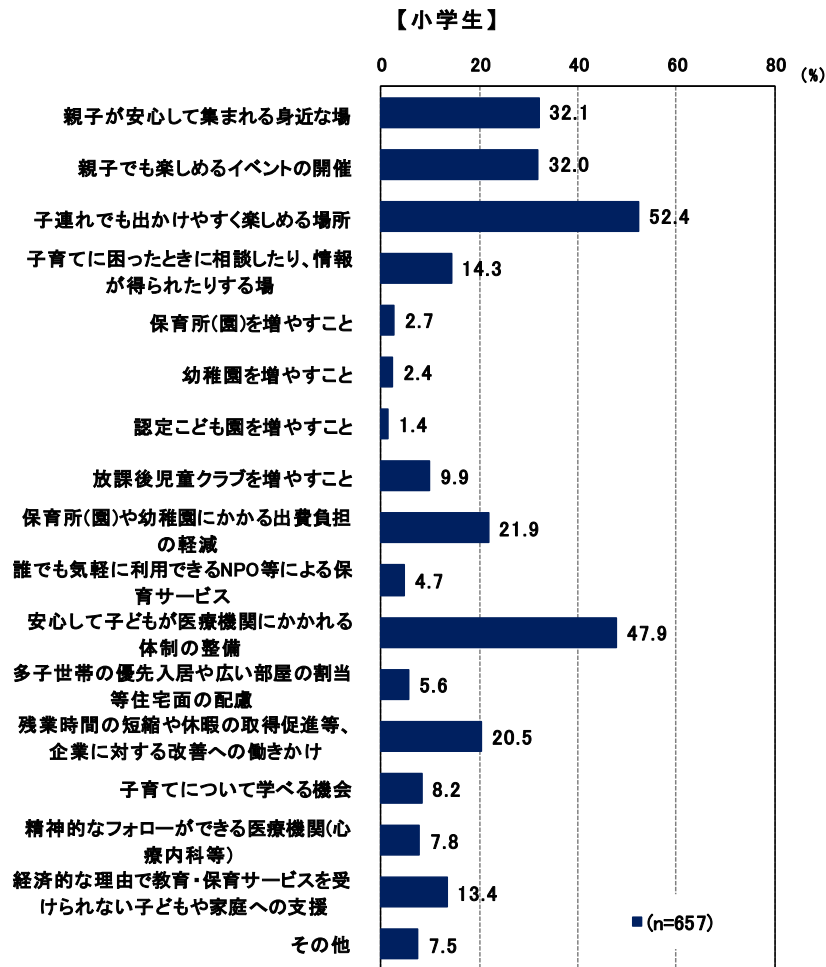
■子育てに関して悩んでいること■



③充実してほしい支援策

問 21 今後特に充実させてほしいと思うことでは「親子が安心して集まれる身近な場」（前回 26.9%、今回 32.1%）「子どもでも出かけやすく楽しめる場所」（前回 40.6%、今回 52.4%）「保育所や幼稚園にかかる出費負担の軽減」（前回 15.0%、今回 21.9%）等が増加しています。

■ 充実してほしい支援策 ■



4 第1期計画の検証

主要施策1 子育て家庭への支援の充実

(1) 子育て支援サービスの充実

事業	検証内容
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)	新規利用者が減少傾向にあり、利用者拡大に向け周知を図る必要があります。
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	講習会やサロンへの参加者が減少しており、広報や交流会等を通じて周知を図る必要があります。
病児保育事業	利用者数が減少しており、制度の周知を図る必要があります。
子育て短期支援事業(ショートステイ)	認知度が低いため、事業内容の周知を図る必要があります。
民生委員児童委員、主任児童委員	相談内容の多様化や個人情報の問題等があり、支援の関わり方が難しくなっています。活動を通じて住民や地域の理解と関心を高める必要があります。
利用者支援事業(子育て世代包括支援センター事業)	平成31(2019)年2月に開設した子育て世代包括支援センター「やなでこ相談室」が妊娠、出産、子育て期を切れ目なく支援していくための総合窓口であることを周知していく必要があります。また、支援体制を強化するため、関係機関との連携を図る必要があります。

(2) 経済的負担の軽減

事業	検証内容
児童手当	届出関係保留者が発生した場合の対応が課題となっており、適正に支給事務を実施する必要があります。
乳幼児医療費の助成事業・子ども医療費の助成事業	制度の周知や所得制限者に対する次年度案内の徹底が課題となっており、広報等による周知活動を強化する必要があります。
幼稚園就園奨励費補助事業	幼稚園就園奨励費補助金は令和元(2019)年9月に終了し、10月から幼児教育・保育の無償化が導入され、新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用者に対して、利用料の補助を行う「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。実施にあたっては、施設、事業者や保護者に対し情報の共有化を行うなど、円滑に実施する必要があります。
保育料の軽減	国制度で対応できない多子世帯の負担軽減を継続する必要があります。

不妊治療費助成	制度周知に努め、継続実施する必要があります。
妊婦健康診査事業	妊娠届出が遅く、妊婦健診を受けるのが遅くなるケースがあることから、妊婦健診の大切さを伝える必要があります。また、妊婦の歯科疾患を予防するため、歯科検診の助成（１回）を継続して行う必要があります。

（３）相談体制、情報提供の充実

事業	検証内容
教育相談体制の充実	課題を抱える学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に派遣するとともに、相談体制の充実を図る必要があります。
青少年相談事業	各学校と連携を密にする必要があります。
家庭児童相談室	多様で複雑な養育相談ケースが増加しており、ペアレントトレーニングなどによる相談対応を強化する必要があります。
子育て支援ポータルサイト	ニーズに応じた新規情報の追加や更新など即時性が求められており、ホームページやフェイスブックにより幅広い情報を発信する必要があります。

主要施策２ 健やかに生み育てる環境づくり（健やか親子 21）

（１）安心して妊娠、出産できる環境の確保

事業	検証内容
母子健康手帳の交付	必要な保健指導を行う重要な機会であり、面接者の技術向上が必要です。妊娠届出時の面接で適切な情報収集を行い、リスクの早期発見と早期支援を行う必要があります。
ハイリスク妊婦訪問	関係機関との連携や支援につなげるため、必要に応じて家庭訪問を行う必要があります。
母子保健推進協議会	輪づくりサークルや家庭訪問は、子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の解消のために継続する必要があります。また、家庭訪問の対象者が、訪問を安心して受け入れられるように、広報などで協議会活動の周知を継続するとともに、事務局との連携によりスムーズな訪問につなげる必要があります。
ママ・パパ教室	参加者が少ないことから、今以上に内容を妊娠、出産、子育てに役立つものに改善し、対象者の参加を促す必要があります。

(2) 親子の健康への支援

事業	検証内容
乳幼児健康相談・栄養相談	相談者は増加していますが、引き続き関係機関の協力を得て、相談会の周知と利用を促す必要があります。
離乳食セミナー	参加者数が多いため、引き続き継続する必要があります。
1 歳のお誕生～わくわくセミナー	「1 歳のお誕生～わくわくセミナー」は「1 歳の子集まれ～！わくわくお誕生日会」に名称を変更しました。今後も利用者の興味を引く内容を企画し、参加者数の増加を促す必要があります。
歯科保健	乳児期からむし歯予防の取組を進めていますが、3 歳児のむし歯保有児の割合が減少していないので、引き続きむし歯予防に関する啓発を行う必要があります。
1 か月児・3 か月児・7 か月児・1 歳6 か月児・3 歳児健康診査	勧奨しても受診につながらないケースがあり、未受診者への受診勧奨を強化する必要があります。
5 歳児発達支援相談	保護者の気持ちに寄り添い、子どもの成長発達を促す環境づくりや必要な支援につなげられるよう、相談従事者のスキルアップと人員確保が必要です。
乳児家庭全戸訪問事業	訪問以降に不安や問題が生じた場合に、母親が自ら相談できるような関係づくりが必要です。研修や事例検討により、面接技術を向上させる必要があります。
予防接種	未接種者への対応のため個別通知等を行い、接種率の向上に努める必要があります。また、未接種者の健診の受診状況等を確認し、必要に応じ家庭の実態を把握することも必要です。
食生活改善推進協議会による食育	学校からの要望に対応できるよう、推進員の養成が必要です。また、会員の増加と活動の充実を図るため、推進員養成講座を実施する必要があります。
産じょく期ヘルパー派遣事業	今後も広報、SNS により事業の周知を図り、必要な方へ情報を届ける必要があります。
小児医療体制の充実	柳井医師会、熊毛郡医師会、柳井薬剤師会の協力を得て、現体制を維持していくとともに、こども医療救急電話相談（＃8000）の周知を図る必要があります。

(3) 食育の推進

事業	検証内容
健康づくり計画に基づく食育の推進	健康づくりのために生活習慣を改善できるよう、世代に応じた取組を強化する必要があります。また、市民の健康づくりを支援する取組を関係機関・団体等が協働して強化する必要があります。
学校教育における食育の推進	研修会等を通して、教職員の食育に対する意識の高揚を図る必要があります。

主要施策3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

(1) 学校等における教育環境の整備

事業	検証内容
スクール・コミュニティ	コミュニティ・ルームの有効性を地域へ発信するとともに、コミュニティ・ルームの充実を図る必要があります。
学校支援ボランティア活動事業	地域全体に声を掛けて、学校応援団を増やす必要があります。また、学校運営協議会を中心に、地域との連携を深め、ネットワークを広げて学校ニーズに合わせた学習ボランティアの参加を進める必要があります。
地域協育ネット	具体的に何ができるのか、学校・地域の実態に即した計画が必要です。また、小中9か年の子どものつながりを意識した具体的な取組を支援する必要があります。
幼・保・小連絡協議会	本市の現状に応じた接続カリキュラムを作成し、各校、各園（所）の取組を共有する必要があります。
小中学校の耐震化	新たな柳井市立小中学校整備計画に基づき、令和元（2019）年度末には市立小・中学校の耐震化率100%を達成します。非構造部材の耐震化は、計画的に実施する必要があります。
史跡等の保存による歴史教育	歴史教育の推進のため、茶臼山古墳としらかべ学遊館については、各小中学校の歴史学習でさらに活用できるよう呼びかける必要があります。また、社会科副読本「ふるさと柳井」を中学年以外でも使用できるようにする必要があります。
街頭補導事業	問題行動は少ないですが、予防的巡視を引き続き各関係機関と連携して実施する必要があります。
青少年健全育成の支援	防犯組織等の関係機関と連携して実施する必要があります。
各種体験活動	各公民館及び活動団体と連携し、地域の特色を活かした講座等を継続実施する必要があります。
スポーツ活動の推進	より効率的・効果的な活動が行えるよう運営体制の強化を図るとともに、継続的に支援する必要があります。

スポーツ少年団活動の支援	登録団員数が減少傾向にありますが、継続的に支援する必要があります。
自然とのふれあい事業	天体観測環境の改善（機器、施設周辺の雑木）を図り、引き続き季節に応じた観測会を実施する必要があります。
子ども会活動の推進	少子化に伴い会員数が減少しており、会員の確保が課題です。

（２）思春期の保健対策

事業	検証内容
生命の学習	妊婦の疑似体験や赤ちゃん人形を使った実習や保健師による講話により、中学生が妊娠、出産、子育てについて理解を深めるとともに、生命や人と支え合うことの大切さについて学ぶ機会となっており、中学校からの依頼に応じて継続実施する必要があります。
母子保健推進協議会による輪づくりサークル	輪づくりサークルは、子育て中の母と子と中学生の交流の場となっており、中学生が生命や家庭の大切さを学ぶ貴重な機会であるため、引き続き実施する必要があります。

主要施策４ 子育てと仕事の両立支援

（１）就業環境の整備

事業	検証内容
男女共同参画推進事業	あらゆる施策について男女共同参画の視点で取り組む必要があります。今後とも連携強化を図り、男女共同参画社会実現のため各種情報提供に努めるとともに、DV対策について関係箇所と連携して取り組む必要があります。
ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発及び仕事と子育ての両立のための啓発・情報提供の推進	市のホームページ、パンフレット等を活用した効果的な方法で情報提供する必要があります。

（２）幼児期の教育・保育の充実

事業	検証内容
保育事業	引き続き、適正な定員管理に努めます。
幼稚園事業	教育の充実に必要な研修参加費等の補助を実施し、研修会等への参加を促しており、継続実施する必要があります。
認定こども園	幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を各園の希望を踏まえ支援する必要があります。
時間外保育事業	実人員は増加しているが、利用者数が減少しており、さらな

(延長保育事業)	る周知により利用者増を図る必要があります。
一時預かり事業	さらなる周知により利用者増を図る必要があります。
幼稚園型一時預かり事業	私立幼稚園と社会福祉課が連携し、検討する必要があります。
休日保育事業	満足度は高いが認知度が低く、さらなる周知により利用者増を図る必要があります。
障害児保育事業	市単独の補助事業です。障がい児の受入れに伴う専任の保育士の確保が課題となっています。
保育所整備事業	安全・安心な保育環境を確保するため、計画的に改築修繕を行う必要があります。
研修代替職員雇用事業	職員の研修の機会を確保するため、引き続き継続実施する必要があります。

(3) 放課後児童の居場所づくり

事業	検証内容
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	施設の整備は完了しましたが、支援員・補助員の確保が課題となっています。
障害児受入推進事業	障がい児対応補助員の確保が課題ですが、入会があれば対応補助員を配置する必要があります。
児童クラブ施設整備事業	計画的に施設整備を行い、待機児童の解消を図りました。
放課後子ども総合プランの推進	関係機関の連携促進と体制づくりが必要です。
放課後子ども教室	放課後児童クラブ等との連携及び支援認識に基づいた事業の実施とともに、学習支援ボランティアの人材確保及び育成が必要であり、引き続き関係機関と連携する必要があります。
児童館事業	放課後児童クラブの利用が進み、利用者が減少したため、平成30(2018)年度末で閉館しました。

主要施策5 支援を必要とする子ども等への支援の充実

(1) 児童虐待防止策の充実

事業	検証内容
虐待の早期発見と予防の推進	虐待相談ケースに対する情報収集力の向上に努めるとともに、情報共有対応機能を強化する必要があります。
要保護児童等対策地域協議会	多様で複雑化するケースの増加に対応するため、支援体制を強化する必要があります。

(2) ひとり親家庭等の自立支援

事業	検証内容
自立支援教育訓練給付金事業	事前に受講料を全額支払う必要があるなど、利用しづらいとの意見もあることから改善方法を検討します。
高等職業訓練促進給付金等事業	資格取得をめざすひとり親家庭への効果的な周知が必要です。
児童扶養手当支給事業	受給資格の確認方法や制度の説明が課題となっています。
交通遺児等見舞金	各学校、民生委員児童委員協議会など関係機関への周知による支給対象者の情報の把握が必要です。
ひとり親家庭医療費助成事業	所得制限者に対する次年度案内の徹底を図るとともに、広報に案内を掲載し、広く制度の説明に努める必要があります。
母子生活支援施設措置事業	対象世帯を支える体制づくりの強化が必要であり、利用の必要性があった場合には適切に対応する必要があります。
母子父子寡婦福祉資金貸付	手続の簡素化とスピーディーな貸付が課題となっています。
母子・父子自立支援員	個々に寄り添う充実した支援と関係機関と連携したサポート体制の充実が必要です。
母子寡婦福祉連合会	会員の減少及び高齢化が進んでいることから、会員の増加を図り、横のつながりを強化していく必要があります。

(3) 障がいのある子どもがいる家庭への支援

事業	検証内容
障害児保育事業	障がい児の受入れに伴う専任の保育士の確保が課題となっています。
児童発達支援	療育の必要な障がい児のサービス利用に向けた支援方法が課題となっていますが、関係機関と連携を図りながら継続実施する必要があります。
放課後等デイサービス	関係機関との連携及び長期休み期間中の利用が課題となっています。
保育所等訪問支援	利用希望に対する支援者の不足が課題となっています。
特別児童扶養手当	リーフレット等により、制度を周知する必要があります。
障害児福祉手当	リーフレット等により、制度を周知する必要があります。
特別支援教育	特別な支援を要する児童生徒が増加する傾向にあり、限られた人員の中で効果的な支援を心掛ける必要があります。
幼児ことばの教室	指導員の確保と専門性の向上及び場所の確保が課題となっています。
障がい者団体等の育成・支援	協議会構成団体の会員の減少、高齢化が課題となっています。スポーツレクリエーション事業は継続実施します。

主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 子育てを支える地域社会の形成

事業	検証内容
やない市民活動センター	交流会等を開催することにより活動団体相互の連携を強化し、市民活動のさらなる活性化を図る必要があります。
地域防災計画の推進	住民の防災意識の向上を図り、自主防災組織や防災メールの登録者を増加させる必要があります。

(2) 子どもの安全の確保

事業	検証内容
交通安全教室の開催	交通移動教室を希望しても実施がかなわない場合、学校独自で開催する必要があります。また、自転車の乗車ルール・マナーの周知・徹底を図る必要があります。
交通安全教室イベントの開催	イベント参加者の固定化が課題となっています。常日ごろから各家庭でも交通安全について学ぶ機会を持ってもらうよう啓発する必要があります。

(3) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備

事業	検証内容
防犯灯設置事業に係る助成金	自治会長集会等で制度の周知を図る必要があります。
子ども110番の家	設置箇所の見直しを行うとともに、見守り活動の大切さを周知する必要があります。
メールによる不審者情報の配信	警察と連携し、的確な情報を素早く提供する必要があります。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

事業	検証内容
道路交通環境の整備	道路状況により、安全施設の設置が困難な箇所もありますが、引き続き危険箇所の解消に取り組む必要があります。
公共施設の環境整備	施設へのベビールームや授乳コーナー等の設置、イベント等開催時の託児室の設置に努める必要があります。
公園・緑地の充実	施設・設備が老朽化しており、計画的な長寿命化を図るとともに、安全で快適な利用を確保するため、適切な維持管理に努める必要があります。
子どもの遊び場安全管理	大部分の遊具が設置から10年以上経過し、老朽化していることから適切な維持管理に努め、老朽化の著しい遊具については更新、撤去を検討する必要があります。

5 第2期計画に向けての課題

(1) 教育・保育サービス事業の充実

○多くの子どもが「保育所」と「幼稚園」を利用しています。アンケート調査によると「今後、利用したい教育・保育サービス」としては、認可保育所が47.9%で第1位ですが、「幼稚園」と「保育所」の機能や特徴を併せ持った「認定こども園」が42.9%で第2位となっています。今後、保護者のニーズに沿った多様な教育・保育の提供体制の整備が求められています。

○ニーズに沿った教育・保育サービスを提供するためには、保育士等人材の確保、教育・保育の質の向上、施設・設備の充実が必要です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

○放課後児童クラブについては、利用希望が増加傾向にあり、長期休暇期間中の高学年の利用希望も高まる等、今後も引き続き高い需要が予想されるため、支援を行う人材の確保が大きな課題となっています。

○地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどの支援事業については、利用者の満足度は比較的高いため、引き続き事業内容の改善や事業の周知に力を入れる必要があります。

○病児・病後児保育の利用者数は少ないため、さらに利用しやすい体制づくりや制度の周知を図る必要があります。

○ショートステイについても認知度が低く、利用実績も少ないので事業内容の周知を図る必要があります。

○アンケート調査では、子育て情報の入手先として、就学前、小学生ともにインターネットの割合が高くなっており、従来の広報やパンフレット、ホームページ等のほか、スマートフォン等携帯端末の活用など、保護者が必要なときに必要な情報を入手できる多様な情報の発信手段を検討する必要があります。

(3) 子どもの健全育成のための教育環境の整備

○いわゆる「小1プロブレム」への対応として、幼稚園や保育所と小学校の連携・情報共有を継続的に図る必要があるほか、いじめ、不登校等の問題への対応のため、学校、家庭、地域、関係機関等の相互ネットワークづくりが必要となっています。

○学校運営協議会を中心に、地域との連携を深め、ネットワークを拡げて学校のニーズに合わせた学校応援団を増やすことが必要です。また地域協育ネットにおいては、学校・地域の実態に即した計画の基に、小中9か年の子どものつながりを意識した具体的な取組を支援する必要があります。

（４）子育てと仕事の両立支援

○アンケート調査では、就労する母親はフルタイム、パートタイム・アルバイトを併せ就学前で 69.6%ですが、育児休業の取得経験は 36.1%です。一方で父親の育児休業の取得経験は、2.1%程度にすぎません。母親、父親ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを促進する必要があります。

○病児保育事業とともに、子どもが病気やけがの時等に保護者が休暇を取ることができる等、職場においても働きながら子育てできる環境づくりが求められています。

（５）支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

○アンケート調査では、就学前の育児の悩みとしては、「子どもの病気や発育・発達に関わること」が一番高いことから、子育て支援センターや家庭児童相談室等での相談や育児指導により、育児不安の軽減を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努める取組を今後も継続して実施する必要があります。

家庭児童相談室においては、多様で複雑な家庭内の養育相談ケースが増加しており、ペアレントトレーニングなどによる相談対応を強化する必要があります。

○課題を抱える学校については、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを効果的に派遣するとともに、教育相談体制の強化を図ることが必要です。

○ひとり親家庭は今後増加することも踏まえ、個々に寄り添う充実した支援と、関係機関と連携したサポート体制の確立が必要です。

○特別支援教育については、特別な支援を要する児童生徒が増加する傾向にあることから、マンパワーの充実が求められます。

（６）安全・安心なまちづくりの推進

○安全が確保された公園・児童遊園の適切な維持管理を図る必要があります。

○道路交通環境の整備については、道路状況により、安全施設の設置が困難な箇所もありますが、引き続き整備を進めていく必要があります。公共施設の環境整備については、施設へのベビールームや授乳コーナー等の設置、イベント等開催時の託児室の設置に努める必要があります。

○住民の隣近所との付き合いは希薄化していますが、アンケート調査によると「子どもが犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい」「危険な遊びを見つけたら注意してほしい」等、地域での見守りへの期待は大きくなっています。

第3章 子ども・子育て支援の基本的考え方

1 基本理念

第2期計画においても第1期計画を踏まえ、次の3つの視点を設定しました。

○本市がめざす都市将来像との整合を図り、未来を担う子どもたちの健全育成に資する視点

○子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提に、親が子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点

○家族、地域、行政及び企業等が子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援し、支え合っていくという視点

このような基本的な視点をもとに、第2期計画の基本理念を設定します。

【基本理念】

未来の世代を地域とともに育むまち 柳井

～「このまちにずっとすんでいたい！」

子どもたちが言ってくれる、そんなまちに～

2 基本目標

基本理念を実現するための本計画の基本目標として、次の3つを設定します。

基本目標1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

○子育ては、本市の未来を担う人材を育てることであり、子どもたちが豊かな心と創造性を持ち、健やかに育っていけるような環境づくりが必要です。

○子育ての第一義的な責任はそれぞれの家庭にあります。子育ての当事者である保護者が安心して子育てができるように、社会全体で結婚、出産及び子育ての切れ目ない支援ができる体制づくりに努めます。

○核家族化の進展、人との結びつきが薄れつつある社会環境の中で、育児に対する負担感や不安、孤立を感じている保護者が増えています。また、子育て家庭の就労形態、生活形態の変化により、子育て支援に対するニーズは多様化しています。このため子育て中の保護者が気軽に交流し、相談や情報交換ができる場所や機会の提供、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。

○子どもを育てることに喜びや楽しみを感じることができるよう、男女が共に子育てに関われるよう男女共同参画社会の形成や、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスへの取組を推進します。

基本目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

○子どもたちが心身ともに健全に育ち、自立していけるように、学校のほか、家庭や地域が連携して教育力を高め、子どもの「生きる力」を育む取組を進めます。

○子どもの最善の利益を守るため、不登校やいじめへの適切な対応、児童虐待の早期発見と迅速な対応、子どもの貧困対策、障がいのある子どもの家庭への支援の充実など、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援体制の強化を図ります。

基本目標3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

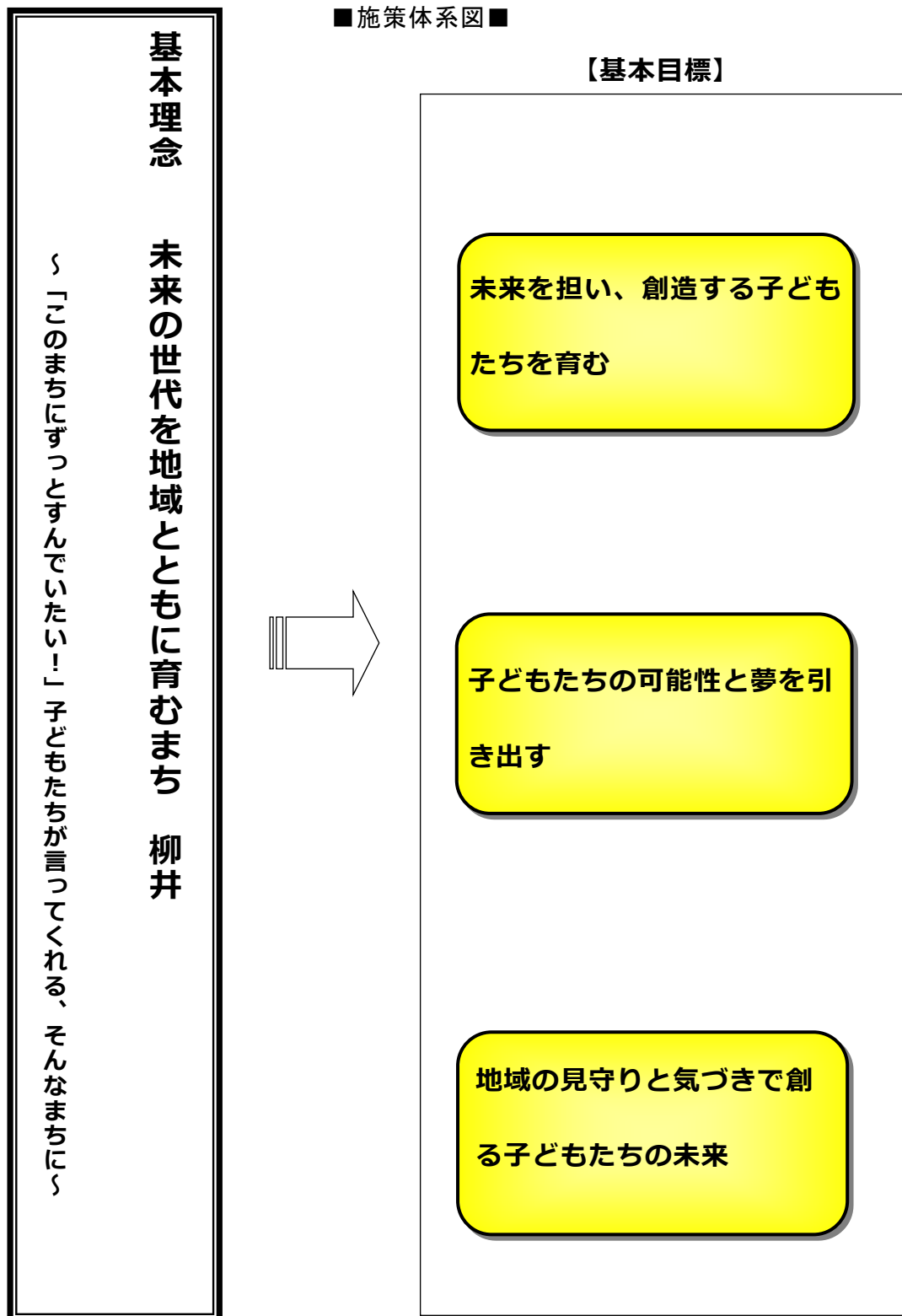
○子どもが交通事故や犯罪の被害に遭うことは、保護者の大きな不安要因の一つです。このため地域の協力を得ながら、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進します。

○すべての人にやさしいユニバーサルデザイン及びノーマライゼーションの観点による住環境、交通環境の整備が求められています。このため、生活道路や事故が発生している箇所や交通量が多い道路などを中心に、安全な交通環境を確保する事業を進めます。また公共施設のバリアフリー化にも努めます。

3 施策の展開

基本理念に基づく3つの基本目標に即した、主要施策と取組の方向性は以下のとおりです。

■施策体系図■



【主要施策】

(1) 子育て家庭への支援の充実

(2) 健やかに生み育てる環境づくり

(3) 子どもの健全育成のための 教育環境の整備

(4) 子育てと仕事の両立支援

(5) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

(6) 安全・安心なまちづくりの推進

【取組の方向性】

①子育て支援サービスの充実

②経済的負担の軽減

③相談体制、情報提供の充実

①安心して妊娠、出産できる環境の確保

②親子の健康への支援

③食育の推進

①学校等における教育環境の整備

②家庭の教育力の向上

③思春期の保健対策

①就業環境の整備

②幼児期の教育・保育の充実

③放課後児童の居場所づくり

①児童虐待防止策の充実

②ひとり親家庭等の自立支援

③子どもの貧困対策の推進

④障がいのある子どもがいる家庭への支援

①子育て家庭を支える地域社会の形成

②子どもの安全の確保

③犯罪等の被害にあわないための環境の整備

④子育てを支援する生活環境の整備

(1) 子育て家庭への支援の充実

①子育て支援サービスの充実

○本市では、市内7箇所に設置してある子育て支援センターを拠点として、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、育児相談や情報提供を行うとともに、子育てサークル活動支援や子育てに関する講習会等の開催を行っています。近年、新規利用者が減少傾向にあることから、利用者拡大に努めます。

○公的な保育サービスで対応しきれない細かな保育ニーズ等については、地域との協働によるファミリー・サポート・センター事業により、柔軟に対応できるよう、希望者の利便性を配慮しながら推進していきます。会員数が減少していることから、広報や交流会等を通じて会員の増加を図ります。

○病児保育事業は、平生町及び田布施町と共同で平成28(2016)年5月に病後児事業を開始し、平成29(2017)年度には広島広域都市圏(広島県、山口県の24市町で構成)において相互利用協定を締結し、平成31(2019)年度には山口県全域において相互利用協定を締結しました。今後は利用者拡大に向け事業の周知に努めます。

○ショートステイは認知度が低く利用実績も少ないものの、事業の重要性から内容の周知に努めます。

○主任児童委員を中心とした民生委員児童委員の相談活動等により、子育て家庭の様々な困りごとなどの状況把握に努め、個々の家庭に対しきめ細かな子育て支援を行います。

○妊娠、出産、子育て期を切れ目なく支援する子育て世代包括支援センター「やなでこ相談室」の周知に努めます。また、子育て支援の強化を図るため、さらなる相談支援体制の充実と関係機関との連携に努めます。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)	子育て中の親子が情報交換・交流できる場や気楽に相談できる場を提供し、育児の負担感や不安感の軽減を図ります。	社会福祉課
2	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進するため、子育ての援助を受けたい人と提供したい人がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動を実施します。	社会福祉課
3	病児保育事業	病気又は病気回復期で、集団保育や家庭における保育が困難な乳幼児の保育を行います。	社会福祉課
4	子育て短期支援事業(ショートステイ)	家庭の保護者が疾病や災害等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設において一時的に養育・保護を行います。	社会福祉課

5	民生委員児童委員、主任児童委員	地域において、子育て家庭の様々な相談に応じます。また行政と連携し、子育て支援制度やサービスの情報提供を行います。	社会福祉課
6	利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）	子育て世代包括支援センター「やなでこ相談室」において、子育て家庭が時期や必要性に応じて切れ目なく支援やサービスを受けて、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう、情報提供や相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	健康増進課

②経済的負担の軽減

○保護者の子育てに関わる経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化、児童手当の支給及び医療費の助成をはじめ、各種経済的支援の充実を図るとともに、不妊治療に係る費用の自己負担分の一部助成の継続や多子世帯への支援等の充実に努めます。

○乳幼児及び子ども医療費の助成については、制度の充実を検討します。

○子育てのための施設等利用給付事業を円滑に実施します。

○第3子以降で3歳クラス以上児（保育料無償化）のうち、副食費が免除となっていない保育の必要のある世帯に対して、世帯の所得に応じて副食費を助成します。

○保育料の軽減については、国制度で対応できなかった多子世帯の負担軽減を継続実施します。

○不妊治療費助成については、不妊に悩む夫婦への制度周知に努めます。また、妊婦健康診査については、妊娠届出が遅く、妊婦健診を受け始めるのが遅くなるケースがあることから、妊婦健診の大切さについて周知を図ります。

○すべての妊婦が妊娠中に必要とされている検査や保健指導を受け、安全に安心して出産できるように、妊婦健診による経済的負担を軽減します。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
7	児童手当	中学校終了までの子どもを養育する人に手当を支給します。	社会福祉課
8	乳幼児・子ども医療費の助成事業	就学前児童及び小中学生の医療費を助成し、保健向上と児童福祉の増進を図ります。	社会福祉課
9	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までのすべての子どもの保育料や0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化し、幼児教育にかかる家庭の経済的負担を軽減します。	社会福祉課 教育総務課
10	保育料の軽減	教育・保育給付無償化の対象とならない3歳未満児の保育料について、世帯の所得に応じた軽減や、多子世帯等への軽減を行います。	社会福祉課 教育総務課
11	多子世帯副食費軽減事業	一部の多子世帯（世帯の第3子以降）に対し副食費を助成します。	社会福祉課

12	不妊治療費助成事業	子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療を受けている夫婦に対し、所得に応じ当該治療費の一部を助成します。	健康増進課
13	妊婦健康診査事業	妊婦を対象とした医療機関における健康診査の無料受診票（14 回分）を交付し、出産世帯の経済的負担の軽減を図り、妊婦と胎児の健康の確保と安全に安心して出産ができるよう支援します。 また、歯科医院における歯科健診を妊娠中に 1 回無料で受診できる受診票も交付し、妊婦の口腔衛生の向上を図ります。	健康増進課

③相談体制、情報提供の充実

○地域との関わりの希薄化などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なくなることや、地域での孤立化による子育てへの不安感の増加などを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻化しています。また、地域子育て支援センター等の地域での支援事業等を知らないまま、育児と家事の両立に悩む保護者も少なくありません。このため相談体制、情報提供について充実を図ります。

○青少年相談については、各学校との連携を密にします。また、家庭児童相談室については、複雑で多様な家庭内の養育相談ケースが増加しており、ペアレントトレーニングなどによる相談対応を強化します。

○子育て支援ポータルサイトについては、ニーズに応じた新規情報の追加や更新など即時性が求められていることから、フェイスブックにより幅広くかつ迅速に情報を発信していきます。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）対策に対しては、関係機関と連携して取り組みます。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
14	教育相談体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、いじめや不登校の未然防止や効果的な対応を図ります。	学校教育課
15	青少年相談事業	青少年の非行防止、育成保護のため、来所相談、電話相談を実施します。	生涯学習・スポーツ推進課
16	家庭児童相談室	家庭における子育ての在り方、家族関係の改善等について、家庭児童相談員が相談や指導を行います。	社会福祉課
17	子育て支援ポータルサイト	フェイスブックを活用して、子育てに関する情報を提供します。	社会福祉課
18	DV相談体制の充実	柳井市配偶者等からの暴力対策連絡協議会を中心に連携を強化し、DV相談体制の充実を図ります。	政策企画課

19	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	（再掲No.1）	社会福祉課
20	利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）	（再掲No.6）	健康増進課

（２）健やかに生み育てる環境づくり（健やか親子 21）

①安心して妊娠、出産できる環境の確保

○子どもを生み、安心して健やかに育てるため、そして生涯を通した健康維持のためには、妊娠期から切れ目ない母子保健対策は欠かせないものです。

○母子健康手帳の交付は、必要な保健指導を行う重要な機会であることから、面接者の技術向上を図ります。妊娠届出時の面接で適切な情報収集を行い、リスクの早期発見と早期支援に努めます。

○ハイリスク妊婦に対して、関係機関との連携や支援につなげるため、必要に応じて家庭訪問を行います。

○母子保健推進協議会の活動について、幅広く対象者へ働きかけていきます。また、広報などで活動の周知を継続するとともに、事務局と連携をとりながらスムーズな訪問につなげます。

○ママ・パパ教室への参加者が少ないことから、内容を今以上に妊娠、出産、子育てに役立つものに改善し、対象者の参加を促します。

○妊婦と胎児の健康の確保と安全に安心して出産ができるように妊婦健康診査、妊婦歯科健診を行います。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
21	母子健康手帳交付	妊娠届出を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。	健康増進課
22	ハイリスク妊婦訪問	ハイリスク妊婦を対象とし、妊娠中の過剰な不安の軽減や不安定な母体の健康に対して保健指導を実施し、安心して妊娠、出産ができるよう支援します。	健康増進課
23	母子保健推進協議会	子育て経験者等が、子育て中の家庭を訪問し、子育てなどの相談や助言を行います。また子育て輪づくりサークルの開催や市の各行事への協力等を行い、子育てを支援します。	健康増進課

24	ママ・パパ教室	育児不安を持つ親や子どもへの接し方が分からない親の増加に対応するため、親子のふれあいやしつけ、コミュニケーションのとり方等について理解を深める教室を開催するとともに、父親の育児参加の促進と、妊婦同士や子育て中の母親との交流を図ります。	健康増進課
25	利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）	（再掲No.6）	健康増進課
26	不妊治療費助成事業	（再掲No.12）	健康増進課
27	妊婦健康診査事業	（再掲No.13）	健康増進課

②親子の健康への支援

○安心して子育てができる環境の整備や子どもの健やかな成長を支援するため、母子保健推進員が援助を必要とする妊産婦や乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談や助言を行います。

○乳幼児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。1歳6か月及び3歳児健診を実施し、病気の早期発見に努めるとともに、安心して子育てができるように、小児医療体制の充実等に努めます。

○乳幼児健康相談・栄養相談については、参加者を増やすための方策を検討して実施していきます。

○「1歳のお誕生～わくわくセミナー」は、「1歳の子集まれ～！わくわくお誕生日会」に名称を変更しました。今後も利用者の興味を引き、参加者数の増加を促すよう努めていきます。

○乳幼児健診については、未受診者への受診勧奨を継続していきます。また3歳児のむし歯保有児割合が増加していることから、むし歯予防の大切さを啓発していきます。

○5歳児発達支援相談については、保護者の気持ちに寄り添い、子どもの成長発達を促す環境づくりや必要な支援につなげられるよう相談従事者のスキルアップと人員確保に努めます。

○予防接種未接種者への対応のため、個別通知等を行い、接種率の向上に努めます。また未接種者については、健診の受診状況等を確認し、必要に応じ家庭の実態を把握するなどの対応も図っていきます。

○食生活改善推進協議会については、会員増加と活動の充実を図るため、推進員養成講座を実施します。

○小児医療体制の充実のため、柳井医師会、熊毛郡医師会、柳井薬剤師会の協力を得て、現体制を維持していくとともに、こども医療救急電話相談（＃8000）の周知を図ります。

○産婦の心身の不調や育児不安等を早期に把握し、産後うつや新生児への虐待予防ために産婦健康診査を行うとともに、早期に必要な支援につなげられるように、産後の初期

段階における支援体制を強化し、安心して子育てができる環境を確保するために、産後ケア事業、産前産後サポート事業を行います。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
28	乳幼児健康相談・栄養相談	保健センターにおいて乳幼児の身体計測や、保健師、栄養士による育児相談を実施し、子育て中の親支援を図ります。	健康増進課
29	離乳食セミナー	乳児とその保護者を対象に、良い食習慣につながるよう離乳食の進め方と子どもの病気や子育てに関する指導を実施し、乳児の発育発達に対する支援を行います。	健康増進課
30	1歳の子集まれ～！わくわくお誕生日会	1歳児を持つ保護者を対象に幼児食のポイント、むし歯予防についての教室を実施します。	健康増進課
31	歯科保健	口腔の健康管理は、全身に影響を与えるため、幼児、小中学生を対象にフッ化物洗口を行い、むし歯予防を推進します。	健康増進課 学校教育課
32	1か月児・3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	生後1か月児・3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児を対象とした医療機関における健康診査（無料）を行い、乳幼児の健康発達を支援します。 1歳6か月、3歳児に歯科健診を実施し、個別指導により幼児の健康な発達と保護者の育児支援を行います。	健康増進課
33	5歳児発達支援相談	5歳児の保護者と保育所・幼稚園職員を対象に、アンケートを行うことにより、診断が難しい発達障がい児や育児に不安を感じている保護者を発見し、専門職種による育児及び就学に向けた支援を行います。	健康増進課
34	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児に対して、発育発達の確認と出産後の母親の健康支援や保育サービスを紹介し、育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
35	予防接種	「予防接種法」に基づき、乳幼児に対して予防接種を実施し、感染症の予防を図ります。	健康増進課
36	食生活改善推進協議会による食育	子どもの料理教室、おやこ食育教室、学校での食育教室などの活動等を通じ、食の大切さを伝えます。	健康増進課
37	産じょく期ヘルパー派遣事業	家事及び育児が困難な核家族の家庭等に産じょく期ヘルパーを派遣して、産じょく婦及び乳児の身の回りの世話や育児を行います。	社会福祉課

38	小児医療体制の充実	医師会など関係機関との連携により、休日・夜間に安心して医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。	健康増進課
39	母子保健推進協議会	(再掲No.23)	健康増進課
40	産婦健康診査事業	産後2週間と1か月に産婦健康診査を医療機関において実施し、産婦の心身の不調や育児不安等の早期把握、早期対応に努めます。	健康増進課
41	産後ケア事業	出産後4か月までで、家族等から十分な援助が受けられず、心身の不調や育児不安等がある産婦及び乳児に対し、病院等において心身のケアや育児サポート等を行います。	健康増進課
42	産前産後サポート事業	「やなでこMの日サロン」 概ね産後4か月までの母子を対象に、助産師・保健師による授乳等に関する集団・個別相談支援を行い、産婦の育児不安、孤立感の解消を図ります。 「やなでこころほっとの日」 こころの不調を引き起こす可能性の高い妊婦、産婦を対象に臨床心理士による相談支援を行い、孤立感の解消、産後のメンタルケアの充実を図ります。	健康増進課

③食育の推進

○楽しい食事は、健康な身体を作るだけではなく望ましい生活のリズムの基本となるものです。そして、食習慣をはじめとする生活習慣は成人期の健康づくりに大きく影響します。そのため、子どもから思春期、成人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

○食育については、柳井市の食育推進計画を含めた「柳井市健康づくり計画」を策定し、各ライフステージや個人の成長や発達あるいは健康状態にあった健康づくり・食育の取組を行っており、生活習慣病の予防と、適切な食習慣の確立に向けて関係機関・団体等が協働して推進します。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
43	健康づくり計画に基づく食育の推進	計画の推進内容に関連した食に関する知識や技術、食を選択する力を身に付け、健全な食生活を営むことができるよう、良い食習慣の基礎を作り、自立した食生活ができるように支援します。	健康増進課
44	学校教育における食育の推進	各学校が、栄養教諭と連携し、学校給食や総合的な学習の時間を中心に特色ある取組を実施することを通して、子どもの望ましい食生活の確立をめざした食育を推進します。	学校教育課

45	離乳食セミナー	(再掲No.29)	健康増進課
46	1歳の子集まれ～！わくわくお誕生日会	(再掲No.30)	健康増進課
47	食生活改善推進協議会による食育	(再掲No.36)	健康増進課

(3) 子どもの健全育成のための教育環境の整備

① 学校等における教育環境の整備

○一人ひとりの子どもに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などの「生きる力」を育成します。そのために、スクール・コミュニティ（学校運営協議会制度）や学校応援団制度を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高める等地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。また、学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりや、様々な世代が集う地域コミュニティの形成、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実についても継続的に取り組んでいきます。

○スクール・コミュニティについては、コミュニティ・ルームの有効性を地域へ発信するとともに、コミュニティ・ルームの充実を図ります。また、地域全体に声を掛けて、学校応援団を増やし、学習ボランティアの参加の促進を図ります。地域協育ネットにおいては、学校・地域の実態に即した計画の基に、小中 9 か年の子どものつながりを意識した具体的な取組を支援していきます。

○スポーツ活動の推進については、より効率的・効果的な活動が行えるよう運営体制の強化を図るとともに、継続的に支援していきます。

○子ども会活動の推進については、少子化に伴う会員数の減少に対して、会員数の現状確保が図れるよう努めます。

○いわゆる「小1プロブレム」への対応として、幼稚園や保育所と小学校の連携・情報共有を継続的に図っていきます。また、いじめ、不登校等の問題への対応のため、学校、家庭、地域、関係機関等の連携強化に努めます。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
48	スクール・コミュニティ	市内全小中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校経営に参画することで、地域に開かれた活力のある学校づくりに努めます。	学校教育課
49	学校応援団	地域の人的教育力を学校教育に生かすため、環境整備支援・教育活動支援・スクールガード・食育ボランティアの4つの部を設けて市民参加を進めます。	学校教育課

50	地域協育ネット	中学校区を単位として、小中学校、地域、保護者の連携による地域協育ネットを構築し、地域ぐるみで生きる力を育むための活動を実施します。	学校教育課
51	小中学校の施設・整備の充実	非構造部材の耐震化やトイレの様式化など、学校施設・設備の防災対策や充実を引き続き進めます。	学校教育課
52	幼・保・小連絡協議会	心豊かでたくましい子どもの育成をめざして幼稚園、保育所、学校が連携を密にし、ともに学び、育ちあう環境づくりについて協議します。	学校教育課
53	史跡等の保存による歴史教育	児童生徒のまちづくりやふるさとへの意識を高めるために、学校教育における歴史学習や総合学習の時間に、茶臼山古墳等の史跡や白壁の町並み等の文化財を活用するよう、積極的に各小中学校に働きかけます。なお、柳井市教育委員会では、社会科副読本「ふるさと柳井」を作成して、小学校3年生に配布し、ふるさと学習を支援しています。	学校教育課 生涯学習・スポーツ推進課
54	街頭補導事業	青少年の非行防止等のため、関係機関と連携し、街頭補導を実施します。	生涯学習・スポーツ推進課
55	青少年健全育成の支援	青少年の犯罪防止を目的に地域を巡回します。夜間は適時防犯パトロールを行います。	生涯学習・スポーツ推進課
56	各種体験活動	各公民館等により、地域の特色を活かした、親子で参加できる各種体験活動を実施します。	生涯学習・スポーツ推進課
57	スポーツ活動の推進	心身ともに健康な体力づくりを目的として、体育協会加盟団体等の活動を支援します。	生涯学習・スポーツ推進課
58	スポーツ少年団活動の支援	心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ少年団活動を支援します。	生涯学習・スポーツ推進課
59	自然とのふれあい事業	天体観望会等、季節の行事を通して、自然から学び、たくましい行動力や豊かな感性等を育みます。	生涯学習・スポーツ推進課
60	子ども会活動の推進	子どもたちのリーダー育成研修や野外体験活動等を通して、青少年の健全育成を図る子ども会活動を支援します。	生涯学習・スポーツ推進課
61	教育相談体制の充実	(再掲No.14)	学校教育課
62	青少年相談事業	(再掲No.15)	生涯学習・スポーツ推進課
63	家庭児童相談室	(再掲No.16)	社会福祉課

②家庭の教育力の向上

○家庭は、子どもの成長の基盤であり、すべての教育の基礎となります。家庭間のコミュニケーションを充実させ、基本的な生活習慣や親と子の関わり等についての学習機会の充実を図り、家庭の教育力の向上を図ります。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
64	家庭児童相談室	(再掲No.16)	社会福祉課
65	母子保健推進協議会	(再掲No.23)	健康増進課
66	ママ・パパ教室	(再掲No.24)	健康増進課
67	乳幼児健康相談・ 栄養相談	(再掲No.28)	健康増進課
68	離乳食セミナー	(再掲No.29)	健康増進課
69	1歳の子集まれ～！わ くわくお誕生日会	(再掲No.30)	健康増進課

③思春期の保健対策

○子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが自ら心身の健康の保持増進のために、正しい知識を持ち、適切な対応を取れるように普及活動や環境づくり、また、心と身体のバランスのとれた成長を促すために、発達に応じた性に対する正しい知識を身に付けるための保健教育を推進します。

○生命の学習については、限られた時間の中で、妊娠、出産、子育てについて中学生への理解を深めるとともに、実施する学校数を拡げていきます。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
70	生命の学習	中学生を対象に妊婦の疑似体験や赤ちゃん人形を使った実習や講話を通して、生命や人と支え合うことの大切さについての学習を行います。	健康増進課
71	母子保健推進協議会 による輪づくりサー クル	子育て中の母と子と思春期の子どもの交流の場を設け、生命や家庭の大切さを学ぶ機会を作ります。	健康増進課

(4) 子育てと仕事の両立支援

①就業環境の整備

○既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。そのため、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる環境づくりのための啓発及び育児休業制度の定着・促進や子どもが病気等の時に親が休暇を取ることができる職場環境づくりに向けて企業を含めた関係機関での取組を推進します。

○男女共同参画社会実現のための啓発活動や各種情報提供、父親が子育てに参加できる

ような各種講座等の取組を行うなど、男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進します。

○ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発及び仕事と子育ての両立のための啓発・情報提供の推進については、市のホームページ、パンフレット等を活用した効果的な方法で情報提供します。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
72	男女共同参画推進事業	「第3次柳井市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。	政策企画課
73	ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進するため、男女ともに仕事時間と生活時間の調和がとれた働き方ができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や次世代育成対策推進法などについて、企業や労働者に対し啓発や情報提供を行います。	商工観光課
74	仕事と子育ての両立のための啓発・情報提供の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業制度の情報提供を行います。	商工観光課 社会福祉課
75	ママ・パパ教室	（再掲No.24）	健康増進課

②幼児期の教育・保育の充実

○保育事業については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって、内容の充実に努めます。

○子ども一人ひとりに対応した質の高い保育サービスを提供するため、子どもの健康及び安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上、さらには保育を支える基盤強化を検討し、日々の保育実践の改善及び向上に取り組みます。

○幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を支援します。

○時間外保育（延長保育）、一時預かり、休日保育についてはさらなる周知により利用者増を図ります。

○幼稚園型一時預かり（幼稚園の預かり保育）については、子どもを取り巻く社会情勢の変化や保護者の就労形態の多様化等を踏まえ、今後も継続していきます。

○障がい児保育事業については、市単独で行っており、障がい児受入れに伴い専任の保育士の確保が難しい状況ですが、引き続き人材確保に努め、継続していきます。

○保育所の改築・修繕については、計画的な推進を図ります。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
76	保育事業	家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者に代わって保育します。	社会福祉課
77	幼稚園研究・研修事業	幼稚園教育の充実と向上を図るため、幼稚園教諭の研究・研修に係る費用を補助します。	教育総務課
78	認定こども園	幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を支援します。	社会福祉課
79	時間外保育事業 (延長保育事業)	通常保育(11時間)を超える保育需要への対応として、延長保育を実施します。	社会福祉課
80	一時預かり事業	保護者の疾病等の理由により家庭における保育が困難になった場合に、一時的に子どもを預かります。	社会福祉課
81	幼稚園型一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	私立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に在園児を預かります。	社会福祉課 学校教育課
82	休日保育事業	日曜・祝日の保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行います。	社会福祉課
83	障がい児保育事業	保育所において障がい児の受入れを推進するために必要な専門的知識等を有する保育士等を配置します。	社会福祉課
84	保育所整備事業	保育施設の耐震化や老朽化に伴う改築や修繕を計画的に行います。	社会福祉課
85	研修代替職員雇用事業	私立保育園に勤務する職員の資質向上を図るため、研修に参加する保育士に代わる職員雇用に要する経費を助成し、研修に参加しやすい環境をつくります。	社会福祉課
86	病児保育事業	(再掲No.3)	社会福祉課

③放課後児童の居場所づくり

○放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。放課後児童クラブについては、高学年になっても利用を希望する保護者や夏休みなどの長期休み中の利用希望が多いことから、需要拡大への対応を的確に図り、保育が必要な家庭への支援を行います。

○放課後児童の居場所づくりとして、子どもたちが地域の人たちと交流機会が持てるよう、放課後子ども教室を、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと連携して実施します。放課後子ども教室の実施にあたっては、人材確保が課題となっているため学習支援ボランティアの確保及び育成に努めます。

○放課後児童クラブへの障がい児受入れについては、障がい児対応補助員の確保が必要であるため、障がい児の入会があれば対応補助員の配置について検討します。

○新・放課後子ども総合プランの推進のため、関係機関の連携促進と体制づくりに取り組みます。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
87	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に学校の敷地内等で適切な遊びと生活の場を提供し、保護者の不安解消と児童の健全な育成を図ります。	社会福祉課
88	障がい児受入推進事業	放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れを推進するため、必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置します。	社会福祉課
89	新・放課後子ども総合プランの推進	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施します。	社会福祉課 生涯学習・スポーツ推進課
90	放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）の設置を図ります。	生涯学習・スポーツ推進課

(5) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

①児童虐待防止策の充実

○児童虐待については、全国的に増加しており深刻な社会問題となっています。

○児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

○本市においても、関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口の開設や相談体制の整備等の取組を一層充実します。社会的養護については、養護施設や里親の理解を深めるための広報・啓発等を通じ、地域で社会的養護が行えるよう支援に努めます。

○虐待の早期発見と予防については、虐待相談ケースの情報収集力向上に努めるとともに、情報共有対応機能を強化します。また、要保護児童等対策地域協議会については、複雑で多様化するケースの増加へ対応するため、支援体制を強化します。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
91	虐待の早期発見と予防の推進	育児相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。	社会福祉課
92	要保護児童対策地域協議会	教育・保健・福祉等の関係機関が連携して、児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置して取り組みます。	社会福祉課

93	家庭児童相談室	(再掲No.16)	社会福祉課
94	ハイリスク妊婦訪問	(再掲No.22)	健康増進課
95	乳児家庭全戸訪問事業	(再掲No.34)	健康増進課
96	子ども家庭総合支援拠点	ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行います。	社会福祉課

②ひとり親家庭等の自立支援

○ひとり親家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活で様々な問題に直面しています。

○今後とも、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。併せて、父子家庭に対する家事援助、育児支援等の生活支援の充実を図ります。

○交通遺児等見舞金については、学校など関係機関と連携して支給対象者の情報の把握に努めます。また、ひとり親家庭医療費助成については、所得制限者に対する次年度案内の徹底を図るとともに、広報を活用し、広く制度の説明に努めます。

○母子寡婦福祉連合会については、会員の減少及び高齢化が進んでいるため、母子会員の増加を図り、横のつながりを強化します。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
97	自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母又は父で、同制度による給付を受けられない人に対し支給します。	社会福祉課
98	高等職業訓練促進給付金等事業	資格を取得するために、2年以上養成機関で修業するひとり親家庭の母又は父に対する給付を行い、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
99	児童扶養手当支給事業	母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	社会福祉課
100	交通遺児等見舞金	交通災害等により父母等の一方又は両方が死亡し、義務教育学校及び高等学校に在学中の児童生徒を養育している人に見舞金を支給します。	社会福祉課
101	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費を助成し、生活の安定と親子の福祉の向上を図ります。	社会福祉課
102	母子生活支援施設措置事業	DV被害者や経済的問題等で保護が必要な母子世帯が、安全で安心できる生活環境で子育てをし、その後の生活を自立させるための支援をします。	社会福祉課

103	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の経済的自立・生活意欲の向上と児童福祉の増進を目的として、用途に応じた各種資金の貸付を行います。	社会福祉課
104	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭のそれぞれの状況を踏まえ、きめ細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員を設置し、相談・支援を行います。	社会福祉課
105	母子寡婦福祉連合会	母子寡婦家庭が相互に連携し、社会参加につながるよう各種事業を実施し、母子・寡婦家庭等の自立と福祉の向上を図ります。	社会福祉課

③子どもの貧困対策の推進

○平成 26（2014）年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。その後、令和元（2019）年 6 月にこの法律の一部が改正され、子どもの将来だけでなく、現在の生活等に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があることが明記され、市町村には子どもの貧困対策について、計画を定める努力義務が課せられました。

○子どもの居場所づくりに努めるため、子ども食堂等を行う団体の活動を支援します。

○貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援等を検討します。

○貧困による様々な問題を早期に共有し、適切な対応につなげるため、社会福祉課と教育委員会、学校等との連携強化を図ります。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
106	子どもの居場所づくり	子どもの居場所づくりのため、子ども食堂を行う団体の活動を支援します。	社会福祉課
107	学習支援	生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や進路相談等を行います。	社会福祉課
108	自立支援教育訓練給付金事業	（再掲No.97）	社会福祉課
109	高等職業訓練促進給付金等事業	（再掲No.98）	社会福祉課
110	児童扶養手当支給事業	（再掲No.99）	社会福祉課
111	交通遺児等見舞金	（再掲No.100）	社会福祉課
112	ひとり親家庭医療費助成事業	（再掲No.101）	社会福祉課
113	母子生活支援施設措置事業	（再掲No.102）	社会福祉課

114	母子父子寡婦福祉資金貸付	(再掲No.103)	社会福祉課
115	母子・父子自立支援員	(再掲No.104)	社会福祉課
116	母子寡婦福祉連合会	(再掲No.105)	社会福祉課

④障がいのある子どもがいる家庭への支援

○ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児を温かく見守る環境づくりのため、障害福祉計画に基づく居宅介護、放課後等デイサービス、短期入所等のサービスの利用を継続して進め、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

○発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

○相談支援体制や療育内容の充実を図ることが重要な課題であることから、中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを中心に、関係機関と連携して、地域で専門的な療育支援が受けられる体制づくりに努めます。

○特別支援教育については、特別な支援を要する児童生徒が増加する傾向にあり、マンパワーの確保を図るとともに、限られた時間、人の中で効果的な支援を行なっていくことにも努めます。

○幼児ことばの教室については、幼児の障がいの改善のための指導員の専門性の向上と待機児童の解消のための指導員と場所の確保に努めます。

○障がい者団体等の育成・支援については、協議会構成団体の会員の減少・高齢化が課題となっており、これらの対応を検討します。なお、スポーツレクリエーション事業は継続実施することとなっています。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
117	障害児保育事業	保育所及び放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れを推進するために、必要な専門的知識等を有する保育士・放課後児童支援員等を配置します。	社会福祉課
118	児童発達支援	通所利用障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	社会福祉課
119	放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	社会福祉課
120	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を提供します。	社会福祉課

121	特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障がいをもつ 20 歳未満の児童を家庭で監護しているものに対して支給します。	社会福祉課
122	障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする程度の重度の身体、知的又は精神障がいがある 20 歳未満の児童に対して支給します。	社会福祉課
123	特別支援教育	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。	学校教育課
124	幼児ことばの教室	話し言葉に不安や発達の遅れがある未就学児を対象に言語指導を行うとともに、対象児の保護者へ育児指導を行います。	社会福祉課
125	障がい者団体等の育成・支援	同じ悩みを抱える人同士の組織化は、孤立化を防ぎ主体性を育むことから、障がい者及び家族会の組織の充実を図るとともに、その活動を支援します。	社会福祉課

（６）安全・安心なまちづくりの推進

①子育てを支える地域社会の形成

○親子のふれあいや地域の人々等との交流の中で身に付いた知識や経験は、学校教育では得られないものです。人とふれあう機会が少なくなっている今の子どもたちに、地域との交流や自主的活動によって、基本的な生活習慣を教えていくための取組が必要となっています。そのため、子どもの体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携を強化します。

○子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に関わる人材の養成を図ります。

○地域防災計画の推進については、自主防災組織の組織率が低いと、地域住民の防災意識の向上が必要です。また、自主防災組織数や柳井市防災メール登録者数の増加につなげるため、防災啓発活動を継続して行います。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
126	やない市民活動センター	地域の課題に関する市民の自発的な活動が活発に行われるよう、子育て支援等の市民活動に対する支援や活動団体相互の連携を進め、活動が行われやすい環境づくりに努めます。	地域づくり推進課

127	地域防災計画の推進	「柳井市地域防災計画」に基づき、災害時の緊急対策を行うとともに、住民の避難活動が円滑に行われるよう、日頃から避難ルートや避難場所などの周知を図ります。	危機管理室
128	スクール・コミュニティ	(再掲No.48)	学校教育課
129	学校応援団	(再掲No.49)	学校教育課
130	地域協育ネット	(再掲No.50)	学校教育課

②子どもの安全の確保

○子どもを交通事故から守るために、地域と学校、警察などの関係機関・団体と連携し、幼児期からの交通安全指導や交通安全教室の開催等を通して、子どもたちの交通安全意識の向上に努めます。

○交通安全イベントの開催については、参加者の固定化等により、従来のイベントの実施だけでは、幅広く交通安全の普及・啓発を図りにくいことから、常日ごろから各家庭においても交通安全について学ぶ機会を持ってもらうよう促していきます。また、近年、特に自転車の事故が増えていることから、自転車の乗車ルール・マナーの周知・徹底に努めます。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
131	交通安全教室の開催	保育所・幼稚園・小学校・中学校等において、交通移動教室を開催します。	学校教育課 社会福祉課
132	交通安全教室イベントの開催	幼児等を対象に、交通安全教室やイベントを実施し、交通安全意識の普及、啓発を図ります。	危機管理室
133	キッズゾーンの設定の推進	保育所等が行う散歩など圏外活動の安全を確保するため、道路管理者、警察と連携し保育所等の周囲半径 500mにキッズゾーンを設定します。また、キッズゾーン内での交通安全対策を実施します。	社会福祉課

③犯罪等の被害にあわないための環境の整備

○子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって大きな不安要因の一つとなっています。

○住民の隣近所との付き合いは希薄化しているものの、アンケート調査によると「子どもが犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい」「危険な遊びを見つけたら注意してほしい」の回答率は高くなっており、地域での見守りへの期待は大きくなっています。このため、子どもを犯罪などから守るために、地域の協力を得ながら地域の防犯パトロールや街頭補導事業の防犯活動等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

○子供110番の家については、設置している家庭を改めて把握し直すとともに、周知を図ります。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
134	防犯灯設置事業に係る助成金	自治会等が防犯灯を設置(修理)する場合、その経費について助成します。	危機管理室
135	子供110番の家	子どもたちを犯罪や危険から守るため、警察署と連携し「子供110番の家」の指定と周知を図ります。	学校教育課
136	メールによる不審者情報の配信	県教育委員会や警察、各学校から学校教育課に寄せられた不審者情報を、各学校のメール配信システムを通して、保護者や関係者に対し、素早く提供します。	学校教育課
137	学校応援団	(再掲No.49)	学校教育課
138	街頭補導事業	(再掲No.54)	生涯学習・スポーツ推進課
139	青少年健全育成の支援	(再掲No.55)	生涯学習・スポーツ推進課

④子育てを支援する生活環境の整備

○市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、道幅が狭い道路もあるなど、安全な道路環境とはいえない状況にあります。そのため、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい計画的かつ効率的な道路整備に努めます。

○子どもの安全・安心な遊び場、親子、地域との交流の広場として、公園や児童遊園等の計画的な整備と適切な管理を図るとともに、屋内で遊べる施設整備については、既存施設等の活用を含め検討します。

○定住等を促進するため、市の住宅団地を購入し、住宅を建築した者に対し、住宅建築費の支援を行います。

関連事業

No.	事業	実施内容	担当課
140	道路交通環境の整備	交通事故多発地点及び危険箇所信号、歩道、横断歩道、ガードレールなどの設置により、安全対策に努めます。	土木課 都市計画・建築課
141	公共施設の環境整備	公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、施設へのベビールームや授乳コーナー等の設置や、イベント等開催時の託児室の設置に努めます。	該当課

142	公園・緑地の充実	だれもが利用しやすい公園をめざし、柳井ウェルネスパークをはじめとした都市公園、農村公園、児童遊園等の管理・運営を行います。	都市計画・建築課 生涯学習・スポーツ推進課 経済建設課 社会福祉課
143	子どもの遊び場の安全管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため、遊具等の点検・修繕を行い安全管理を進めます。	都市計画・建築課 生涯学習・スポーツ推進課 経済建設課 社会福祉課
144	子育て世代定住促進助成金	市が指定する市有地等を購入し、定住する子育て世代へ住宅建築費の一部を助成します。	地域づくり推進課

第4章 子ども・子育て支援法に定める事業計画

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。具体的には、以下の視点で区域設定を考えます。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

上記の視点を考慮し、本市では「市全域」を一つの教育・保育提供区域とします。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「市全域」を提供区域とします。

ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、基本は「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分	区域設定	考え方
①利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター事業)	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
②地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
③妊婦健康診査事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
④乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
⑧一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため「市全域」とする。
⑨時間外保育事業(延長保育事業)	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため「市全域」とする。
⑩病児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。

3 教育・保育の提供体制

本計画における量の見込みと確保方策の基本的な考え方については、次のように整理し、事業ごとに具体的なものを記載しています。

(1) 量の見込み（推計）・量の見込み・確保方策の関係性

■ 量の見込み（推計）の考え方 ■

アンケート結果に基づき、国が示した「作業の手引き」に沿って算出した各事業の潜在的な利用希望を含めた利用希望を推計しています。

推計に関しては、対象となる子どもの父母の有無、就業の状況、母親の就業希望等から家族類型を区分した上で、事業の利用希望を踏まえ、児童数の推移を反映させ推計しました。



■ 量の見込みの考え方 ■

推計値が本市の現状の実績値とかけ離れている場合などは、必要に応じて補正を行い、適切と考えられる目標事業量を設定します。



■ 確保方策の考え方 ■

人材の確保（保育士等確保対策）、人材の育成（研修などの充実）、財源の確保など、各事業に共通した課題に対応しつつ、提供体制を整備していく考え方を示したものです。

また、整備においては、市と教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が、相互に連携し、協働しながら取組を進めていくことが求められています。

(2) 教育・保育の量の見込み

子ども・子育て支援事業計画においては、事業計画期間中の各年度の教育・保育の量の見込みを定めることとされています。この量の見込みの算出にあたっては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(平成26(2014)年1月、内閣府)及び「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」(平成31(2019)年4月23日、内閣府)に基づき、平成30(2018)年12月に本市で実施したニーズ調査結果により算出を行った結果、3号認定の1・2歳児と0歳児部分について、算出された数値と実績値に大きな乖離がみられました。

このため、3号認定の1・2歳児及び0歳児部分は近年の実績値の推移を踏まえ、それぞれ数値の補正を行い、量の見込みを設定しました。

《参考》 内閣府の「手引き」に基づく量の見込みの算出方法

家庭類型の分類(ニーズ調査結果により、下記の家庭類型に分類)

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

※保育の必要性の下限時間は64時間

父 親		母 親	1.フルタイム 就労 2.育休・介護 休業中	3.パートタイム就労 4.育休・介護休業中			5.現在は就労して いない 6.就労したことが ない
				120 時間 以上	120 時間 未満 下限時間 以上	下限時間 未満	
1.フルタイム就労 2.育休・介護休業中			タイプ B	タイプ C		タイプ C'	タイプ D
3.パートタイム 就労 4. 育休・介護 休業中	120 時間 以上	タイプ C	タイプ E		タイプ E'		
	120 時間 未満 下限時間 以上						
	下限時間 未満	タイプ C					
5.現在は就労していない 6.就労したことがない			タイプ D				タイプ F

算出方法

前記の家庭類型をもとに、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型を抽出し、各年齢の潜在的な家庭類型別児童数を算出した上で、利用意向率を乗じて量の見込みを算出します。なお、今回の量の見込みの算出に必要な人口推計の数値については、前回同様「コーホート要因法」での人口推計データをもとに、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの各年齢の人口を推計したものです。

【推計児童数】×【潜在家庭類型別（割合）】→【家庭類型別児童数（人）】

【家庭類型別児童数（人）】×【利用意向率（割合）】⇒【量の見込み（人）】

○1号認定

対象家庭類型 … C' + D + E' + F

対象年齢 … 3歳以上

利用意向率 … 上記の対象者について、今後の利用希望の問で、「幼稚園」又は「認定こども園」を選択した者の割合

○2号認定（幼稚園利用希望が強い＝教育ニーズ）

対象家庭類型 … A + B + C + E

対象年齢 … 3歳以上

利用意向率 … 上記の対象者について、現在の利用状況の問で、「幼稚園」を選択した者の割合

○2号認定（認定こども園及び保育所＝保育ニーズ）

対象家庭類型 … A + B + C + E

対象年齢 … 3歳以上

利用意向率 … 上記の対象者について、今後の利用希望の問で、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」、「認可外保育施設」、「地域子育て支援事業」、「事業所内保育施設」のいずれかを選択した者の割合から、上記2号認定（幼稚園利用希望が強い）の割合を控除した割合

○3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）

対象家庭類型 … A + B + C + E

対象年齢 … 0歳児、1・2歳児

利用意向率 … 上記の対象者について、今後の利用希望の問で、「保育所」、「認定こども園」、「認可外保育施設」、「地域子育て支援事業」、「事業所内保育施設」のいずれかを選択した者の割合

(3) 教育・保育の確保方策の考え方

子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域の認定こども園、保育所、幼稚園の特定教育・保育施設及び小規模保育事業等の特定地域型保育事業に係る教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

本市において、保育所待機児童は発生していません。(各年4月1日時点) また、少子化が進んでいる状況から本市においては、今後ますます供給過剰となる見込みです。このため、既存の特定教育・保育施設(幼稚園・保育所)で受入れ体制を確保し、引き続き待機児童ゼロの維持に努めます。

認定こども園については、意向調査の結果、市内幼稚園・保育所等から移行の希望がないことから、本計画において移行を見込んでいません。ただし、必要な情報は適宜提供し、的確な対応を図ります。

認定区分は以下のように設定します。

教育・保育施設及び特定地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2号認定①(幼稚園) <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3～5歳
2号認定②(認定こども園及び保育所) <共働き家庭>	3～5歳
3号認定 (認定こども園及び保育所+特定地域型保育事業) <共働き家庭>	0～2歳

(4) 教育・保育の提供体制

(単位:人)

令和2(2020)年度	教育		保育		
	3～5歳		3～5歳	1～2歳	0歳
	1号	2号①	2号②	3号	3号
① 量の見込み	102	36	413	209	21
② 供給量(確保の方策)	150		452	217	41
特定教育・保育施設※1	150		452	217	41
特定地域型保育※2	0		0	0	0
②-①=	12		39	8	20

(単位:人)

令和3(2021)年度	教育		保育		
	3～5歳		3～5歳	1～2歳	0歳
	1号	2号①	2号②	3号	3号
① 量の見込み	99	35	401	202	21
② 供給量(確保の方策)	150		452	217	41
特定教育・保育施設※1	150		452	217	41
特定地域型保育※2	0		0	0	0
②-①=	16		51	15	20

(単位:人)

令和 4 (2022) 年度	教育		保育		
	3～5 歳		3～5 歳	1～2 歳	0 歳
	1 号	2 号①	2 号②	3 号	3 号
① 量の見込み	96	34	389	210	20
② 供給量(確保の方策)	150		452	217	41
特定教育・保育施設※ ¹	150		452	217	41
特定地域型保育※ ²	0		0	0	0
②－①＝	20		63	7	21

(単位:人)

令和 5 (2023) 年度	教育		保育		
	3～5 歳		3～5 歳	1～2 歳	0 歳
	1 号	2 号①	2 号②	3 号	3 号
① 量の見込み	91	32	369	211	19
② 供給量(確保の方策)	150		452	217	41
特定教育・保育施設※ ¹	150		452	217	41
特定地域型保育※ ²	0		0	0	0
②－①＝	27		83	6	22

(単位:人)

令和 6 (2024) 年度	教育		保育		
	3～5 歳		3～5 歳	1～2 歳	0 歳
	1 号	2 号①	2 号②	3 号	3 号
① 量の見込み	86	30	347	211	19
② 供給量(確保の方策)	150		452	217	41
特定教育・保育施設※ ¹	150		452	217	41
特定地域型保育※ ²	0		0	0	0
②－①＝	34		105	6	22

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設等

4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定にあたっては、教育・保育の量の見込みと同様にニーズ調査結果をもとに算出を行いました。算出結果と利用実績との間に大きな乖離が見られたものについては、事業の特性を踏まえて、実際の利用実績や推移等から量の見込みの補正を行うことにより設定しました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の考え方

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、次の13の事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

①利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター事業)	⑧一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)	⑨時間外保育事業 (延長保育事業)
③妊婦健康診査事業	⑩病児保育事業
④乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
⑥子育て短期支援事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）

事業概要

子育て世代包括支援センター「やなでこ相談室」において、子育て家庭が時期や必要性に応じて切れ目なく支援やサービスを受けて、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう、情報提供や相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

供給体制

(単位：箇所)

母子保健型	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	1	1	1	1	1
②供給量(確保の方策)	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての情報提供、相談助言、その他の援助を行います。

対象年齢

0歳児～2歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人日/年)

延べ利用者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	5,412	5,089	5,027	4,849	4,672
②供給量(確保の方策)	5,412	5,089	5,027	4,849	4,672
②－①＝	0	0	0	0	0

③妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象者

妊婦

需要量の見込みと供給量

(単位：人、回/年)

受診者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	251	243	234	226	218
②供給量(確保の方策)	251	243	234	226	218
②－①＝	0	0	0	0	0
延べ受診回数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	2,008	1,944	1,872	1,808	1,744
②供給量(確保の方策)	2,008	1,944	1,872	1,808	1,744
②－①＝	0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象年齢

0 歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人／年)

訪問乳児数	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①需要量の見込み	157	152	147	142	137
②供給量(確保の方策)	157	152	147	142	137
②－①＝	0	0	0	0	0

⑤-1 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

対象年齢

1 歳～6 歳（就学前）

需要量の見込みと供給量

専門的相談支援

(単位：人)

対象支援者	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①需要量の見込み	15	15	15	15	15
②供給量(確保の方策)	15	15	15	15	15
②－①＝	0	0	0	0	0

育児・家事援助

(単位：人)

対象支援者	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①需要量の見込み	2	2	2	2	2
②供給量(確保の方策)	2	2	2	2	2
②－①＝	0	0	0	0	0

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

対象年齢

18 歳未満

需要量の見込みと供給量

(単位：回／年)

会議回数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	28	28	28	28	28
②供給量(確保の方策)	28	28	28	28	28
②－①＝	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

対象年齢

1歳児～18歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人日／年)

延べ支援者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	5	5	5	5	5
②供給量(確保の方策)	5	5	5	5	5
②－①＝	0	0	0	0	0

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

対象年齢

0歳～6年生

需要量の見込みと供給量

(単位：人日／年)

延べ利用者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	569	555	526	510	493
就学前	127	121	119	114	108
低学年	320	313	292	286	278
高学年	122	121	115	110	107
②供給量(確保の方策)	569	555	526	510	493
②－①＝	0	0	0	0	0

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

事業概要

保育認定を受けない子どもに対し、一時的に認定こども園や幼稚園で通常の利用時間以外に保育を行います。

対象年齢

3歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人日/年)

延べ利用者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	4,188	4,061	3,947	3,741	3,521
②供給量(確保の方策)	4,188	4,061	3,947	3,741	3,521
②－①＝	0	0	0	0	0

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定で幼稚園希望

事業概要

共働き世帯で幼稚園を利用している子どもに対し、定期的に幼稚園で通常の利用時間以外に保育を行います。

対象年齢

3歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人日/年)

延べ利用者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②－①＝	0	0	0	0	0

⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもに対し、一時的に認定こども園や保育所等で利用希望に応じた保育を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人日/年)

延べ利用者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	1,121	1,054	1,041	1,004	967
②供給量(確保の方策)	1,121	1,054	1,041	1,004	967
②－①＝	0	0	0	0	0

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

需要量の見込みと供給量

(単位：人/年)

利用者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	203	194	190	181	173
②供給量(確保の方策)	203	194	190	181	173
②－①＝	0	0	0	0	0

⑩病児保育事業

事業概要

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

対象年齢

0歳児～小学生

需要量の見込みと供給量

(単位：人日/年)

延べ利用者数	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	50	50	50	50	50
②供給量(確保の方策)	50	50	50	50	50
②－①＝	0	0	0	0	0

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校敷地内専用施設や保育園等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

対象年齢

1年生～6年生

需要量の見込みと供給量

（市全体）

（単位：人/年）

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	330	324	304	298	285
②供給量(確保の方策)	330	324	304	298	285
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	133	133	130	123	122
②供給量(確保の方策)	133	133	130	123	122
②－①＝	0	0	0	0	0
箇所数（支援の単位）	14	14	14	14	14

（柳井小学校）

（単位：人/年）

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	115	112	105	103	100
②供給量(確保の方策)	115	112	105	103	100
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	39	39	37	35	35
②供給量(確保の方策)	39	39	37	35	35
②－①＝	0	0	0	0	0

（柳東小学校）

（単位：人/年）

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	74	72	67	66	63
②供給量(確保の方策)	74	72	67	66	63
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	16	16	16	15	15
②供給量(確保の方策)	16	16	16	15	15
②－①＝	0	0	0	0	0

(柳北小学校)

(単位：人/年)

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	10	10	10	10	8
②供給量(確保の方策)	10	10	10	10	8
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②－①＝	0	0	0	0	0

(日積小学校)

(単位：人/年)

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	10	10	9	9	9
②供給量(確保の方策)	10	10	9	9	9
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	8	8	8	8	8
②供給量(確保の方策)	8	8	8	8	8
②－①＝	0	0	0	0	0

(伊陸小学校)

(単位：人/年)

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	7	7	7	7	7
②供給量(確保の方策)	7	7	7	7	7
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	11	11	11	11	10
②供給量(確保の方策)	11	11	11	11	10
②－①＝	0	0	0	0	0

(新庄小学校)

(単位：人/年)

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	66	65	60	59	56
②供給量(確保の方策)	66	65	60	59	56
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	25	25	24	23	23
②供給量(確保の方策)	25	25	24	23	23
②－①＝	0	0	0	0	0

(余田小学校)

(単位：人/年)

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	9	9	9	9	8
②供給量(確保の方策)	9	9	9	9	8
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	6	6	6	5	5
②供給量(確保の方策)	6	6	6	5	5
②－①＝	0	0	0	0	0

(小田小学校)

(単位：人/年)

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	13	13	12	11	11
②供給量(確保の方策)	13	13	12	11	11
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	13	13	13	12	12
②供給量(確保の方策)	13	13	13	12	12
②－①＝	0	0	0	0	0

(柳井南小学校)

(単位：人/年)

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	11	11	11	10	9
②供給量(確保の方策)	11	11	11	10	9
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	1	1	1	1	1
②供給量(確保の方策)	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

(平郡東小学校)

(単位：人/年)

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	0	0	0	0	0
②供給量(確保の方策)	0	0	0	0	0
②－①＝	0	0	0	0	0

(大島小学校)

(単位：人/年)

低学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	15	15	14	14	14
②供給量(確保の方策)	15	15	14	14	14
②－①＝	0	0	0	0	0
高学年	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①需要量の見込み	14	14	14	13	13
②供給量(確保の方策)	14	14	14	13	13
②－①＝	0	0	0	0	0

新・放課後子ども総合プランの推進について

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30（2018）年9月14日公表）における市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むべき内容を踏まえつつ、放課後子ども教室との一体型の推進を図ることとされています。また新たに放課後児童健全育成事業を実施する場合には、学校施設を活用すること、加えて、地域の特性に応じて、子どもの健全な育成を図る中核的な活動拠点である社会教育施設等と連携し、その活用を検討するとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進しています。

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう推進していきます。

■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量■

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
一体型箇所数	6	6	6	6	6
連携型箇所数	4	4	4	4	5

○放課後子ども教室の推進

放課後子ども教室は、市内全小学校を対象とするしらかべ学遊館のほか、各地区で開催しています。各小学校区での開催にあたっては、余裕教室や放課後児童クラブ等を一時的に活用するなど、地域の実情に応じた取組を進めています。

■平成30（2018）年度放課後こども教室■

小学校名	放課後子ども教室名
全小学校	しらかべ学遊館
柳井小学校	柳井小放課後子ども教室
柳東小学校	柳東はれるん教室
柳北小学校	柳北算数寺子屋
日積小学校	日積小夏休み放課後子ども教室
伊陸小学校	伊陸小放課後学習
小田小学校	小田小放課後子ども教室
大畠小学校	うずしお教室

○一体的な又は連携による実施に関する方策

一体型等の実施については、共通プログラムの企画段階から、放課後子ども教室のコーディネーターが小学校や放課後児童クラブ支援員等と連携してプログラムの内容、実施日等を検討し、調整を行っています。

○小学校の余裕教室等の活用に関する方策

小学校の余裕教室等の活用にあたっては、放課後子ども教室のコーディネーターが、各学校と調整を図りながら、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用をしています。また、小学校以外で実施している放課後児童クラブについては、地域の実情に即し活動場所を確保していきます。

○教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策

両事業を実施するためには、両者の連携が必要不可欠であるため、必要に応じ協議の場を持ち、放課後対策について協議していきます。また、安全管理に関わることや、特別な支援を必要とする児童の受入れについては、児童が安心して過ごすことができるよう、連携を図ります。

○放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

利用実態やニーズ調査の結果から、具体的な開所時間の延長の検討を行い、保護者の要望に応えられるよう取組を進めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成するものです。

供給体制

今後、国の指針等に基づき、必要に応じ取り組みます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するものです。

供給体制

今後、国の指針等に基づき、必要に応じ取り組みます。

5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

（１）認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。現在、市内幼稚園・保育所等から移行希望はありませんが、今後の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿ってスムーズな移行が可能となるよう、情報提供や相談・助言等の支援を図ります。

（２）教育・保育の質の向上に向けた取組

本市では、心豊かでたくましい子どもの育成をめざして、「幼・保・小連絡協議会」を設置しており、継続して関係者の共通理解を図り、幼稚園、保育所と小学校との連携を一層強化し、幼稚園、保育所等から小学校へのスムーズな移行ができるよう環境づくりに努めます。また、教育・保育施設に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育の提供を図ります。さらに幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による質の向上に努めます。

（３）施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等について、県に対し情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができるため、県との連携を図ります。

（４）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所又は特定地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

6 専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

本市においては、児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行う子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター事業、利用者支援事業等により、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防するほか、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めるため、関係機関と連携強化に努めます。

①子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。

②児童虐待の発生予防・早期発見

乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園児並びに不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。また、社会福祉課と健康増進課が緊密な連携を図り、地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置を促進し、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努めます。

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応

相談支援体制の強化

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成 30（2018）年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。）に基づき、児童等に対する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点の整備を行います。

関係機関との連携強化

地域の関係機関が支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の取組を強化するため、幅広い関係者に参加を呼びかけます。協議会においては、情報の共有と役割分担のもと支援を行うとともに、その状況を定期的に確認します。この運営管理は、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）が適切に行います。このため、調整機関及び子ども家庭総合支援拠点に専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な人材確保、育成や県等が実施する研修・講習会等への

参加を通じた体制の強化及び資質の向上を図り、協議会の効果的な運営並びに虐待相談対応における組織的な対応を図ります。

また、転居ケース等における転居後の情報の共有や引継ぎを含め、児童相談所・他市町村との情報共有をより効率的・効果的に行うため、ＩＣＴの活用による情報共有を進めます。さらに一時保護等の実施が適当と判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

④社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたっては、子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、本事業を実施する児童養護施設と連携するなど、社会的養護に係る地域資源の活用に努めます。地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、県との連携による里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発などに取り組み、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際して配慮するとともに、母子・父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

（３）障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供に努めます。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携を図り、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援を活用し、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を検討します。

自閉症、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障がいを含む障が

いのある子どもについては、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、障がいの状態に応じて専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な支援に努めることによって、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報提供を行うように努めます。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容とその後の円滑な支援につなげていきます。特に、発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知のほか、家族が適切な子育てをすることができるよう支援体制の充実に努めます。さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは、放課後児童クラブの支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組みます。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発の実施に努めます。

（２）仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の利用促進等の多様な働き方に対応した子育て支援に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育に努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないよう、お互いが助け合いながら責任を果たすことが期待されます。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身に付け成長していきます。

すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

このため、近隣同士の連帯を深めるとともに、自治会、ボランティア団体等それぞれの地域における組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たし得ない領域を補い合うなど、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが期待されます。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めることが期待されます。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、他市町等の関係機関や民間との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

2 計画内容と実施状況の公表

本計画の内容は、広報やホームページ等により広く市民に周知するとともに、実施状況の点検・評価を公表するものとします。

3 計画の達成状況の点検・評価

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

本市では、「柳井市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況の点検・評価を行い、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価を行います。

【個別事業の進捗状況（アウトプット）対象指標】

- 教育・保育施設の提供量（確保方策）
- 地域子ども・子育て支援 13 事業の提供量（確保方策）

【計画全体の成果（アウトカム）対象指標】

- 計画最終年度に、「柳井市の子育て環境や支援への満足度」に対する評価について、今回調査結果との比較を行い、比較結果を計画全体の評価対象とします。

資料編

1 柳井市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、柳井市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項第1号から第3号までに掲げる事務に関し、市長に意見を述べるほか、同項第4号の規定により、子ども・子育て支援の施策に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子育て支援サービスの利用者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日条例第35号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 柳井市子ども・子育て会議委員

(令和2年3月現在)

区 分	氏名	所属等
(1号) 学識経験者	すみだ てるあき 住田 旭昭	小学校長・幼稚園長経験者
	やまがた あきひと 山縣 明人	岩国短期大学 教授
(2号) 子ども・子育てに関する事業に従事する者	よしおか けいこ 芦岡 啓子	柳井市民生児童委員協議会代表(児童部会長)
	しげおか まさゆき 重岡 正幸	柳井市立小学校長会代表
	まつみや たかし 松宮 隆	山口県私立幼稚園協会 柳井地区代表
	よしざき つとむ 吉崎 勉	山口県保育協会 柳井支部代表
	なかはら ちえこ 中原 千恵子	柳井市母子保健推進協議会 会長
	ひろもと よしのり 弘本 敬規	柳井市子ども会育成連絡協議会 会長
	ひろざね ゆり 廣實 ゆり	発達障害支援サークル星の子 代表
	やまなか すみえ 山中 澄江	柳井市母子寡婦福祉連合会 会長
(3号) 子育て支援サービスの利用者	みうら ひさこ 三浦 寿子	柳井市小中学校 PTA 連合会 代表
	まつもと ようこ 松本 陽子	公募委員
	なかざわ あきこ 中澤 明子	公募委員
(4号) 市長が必要と認める者	おがわ やすはる 小川 康治	柳井商工会議所 中小企業相談所長
	みなみ まさひこ 南 政彦	柳井公共職業安定所 所長